

ずし男女共同参画プラン 後期基本計画

もっと自由にのびやかに
一人ひとりの自立と平等をめざして

平成 23 年 3 月

逗 子 市

ずし男女共同参画プラン後期基本計画

もっと自由にのびやかに
一人ひとりの自立と平等をめざして

逗 子 市

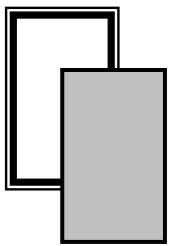
目 次

第1章 後期基本計画の策定に当たって	1
1 計画の目的と概要	3
(1) 計画策定の目的	3
(2) 計画の位置づけと役割	3
(3) 計画の期間	4
(4) 後期基本計画の策定方針	5
2 逗子市の取組実績と課題	5
(1) 前期基本計画の取組実績	5
(2) 前期基本計画の取組からの課題	6
3 社会情勢の変化	7
(1) 男女共同参画をめぐる情勢の変化	7
(2) 市民意識の変化	11
第2章 後期基本計画の重点課題と施策推進の方向	13
1 後期基本計画の重点課題	15
(1) 男女平等意識や人権意識の深化とDVなど人権侵害への対応の強化	15
(2) 女性の社会参画の促進とチャレンジ支援の充実	15
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の充実	15
(4) 地域における男女共同参画の推進	16
(5) 市と市民や事業者、各種団体などとのネットワークの構築	16
2 基本目標と施策の体系	17
第3章 後期基本計画における具体的な取組	21
基本目標Ⅰ 性に関する人権侵害の防止	23
1 男女間のあらゆる暴力の根絶	23
(1) 性を人権としてとらえる意識の育成と定着	24
(2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策	25
2 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶	26
(1) 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の啓発・相談体制の強化	27
(2) DV被害者の安全確保と自立支援	27
3 相談窓口の充実	28
(1) 女性相談窓口の強化・拡充	28
(2) すべての相談窓口への男女共同参画の視点の徹底	29
4 生涯を通じた男女の心身の健康づくり	29
(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発	29
(2) 男女のライフステージに沿った支援の充実	30

5	メディアにおける女性の人権の尊重	31
(1)	性の商品化の防止	31
(2)	ジェンダーに配慮した市刊行物の作成	32
(3)	屋外広告物などの表示への配慮	32
	基本目標Ⅱ 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援	33
1	雇用における男女平等の実現	33
(1)	職場における女性の能力の積極的活用	33
(2)	女性の雇用の拡大	35
(3)	待遇格差の是正	35
(4)	労働相談の充実	36
2	正規雇用以外の働き方をしている人への支援	37
(1)	多様な働き方への支援	37
(2)	正規雇用以外の働き方をしている人の労働条件の改善	38
(3)	家族経営における女性労働の評価	39
3	女性の経済的自立の支援	40
(1)	再就職・起業への支援	40
(2)	ひとり親家庭等への支援の充実	41
(3)	高齢女性、障がいのある女性への生活支援の充実	41
	基本目標Ⅲ 家庭・地域活動と仕事の両立	42
1	家庭・地域活動と仕事との両立支援	42
(1)	男性の家事・育児参加の促進	42
(2)	子育て支援の充実	42
(3)	介護支援・福祉サービスの充実	44
(4)	男性の地域活動への参加の促進	44
2	両立を可能にする労働環境の整備	45
(1)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発	45
(2)	男女の育児・介護・看護休業取得の促進	46
(3)	事業者（主）への支援	47
	基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を実現するための意識改革	48
1	男女平等意識の啓発	48
(1)	男女平等意識の啓発活動の推進	48
(2)	性別による役割分担意識の是正	49
2	男女平等に向けた教育・学習の推進	50
(1)	幼児教育・学校教育における推進	50
(2)	社会教育における推進	51
(3)	個々のあり方を大切にする家庭環境づくり	52

3 国際理解と男女共同参画.....	53
(1) 国際的な女性の人権問題への理解.....	53
(2) 市内在住外国人への支援.....	54
基本目標Ⅴ 女性のエンパワーメントによる男女共同参画.....	55
1 政策・方針決定の場への女性の参画促進.....	55
(1) 意思決定の場への参画促進.....	55
(2) 人材の育成.....	55
(3) 地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進.....	56
2 行政への女性の参画促進.....	57
(1) 男女共同参画支援担当所管課の強化・充実.....	57
(2) 市職員・職域における男女のバランスの確保.....	57
3 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進.....	58
(1) 活動における男女のバランスの確保.....	58
(2) 活動拠点の整備.....	59
基本目標Ⅵ 推進体制の強化.....	60
1 市民との協働体制の充実.....	60
(1) 男女共同参画プランネットワークの設置.....	60
(2) 積極的参画への支援.....	60
2 推進体制の整備と実効性の確保.....	61
(1) ずし男女共同参画プラン推進会議の推進.....	61
(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議の推進.....	61
(3) 担当課による推進と報告.....	62
(4) 計画の推進と評価.....	62
3 男女共同参画条例の制定.....	62
4 男女共同参画支援センター（仮称）の設置.....	62
5 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応.....	63
【後期基本計画における数値目標一覧】.....	64
第4章 プランの推進と国・県への要望.....	65
1 推進体制.....	67
(1) ずし男女共同参画プラン推進会議.....	67
(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議.....	67
(3) 市長.....	67
(4) 苦情処理機関.....	67
(5) 広域的な協力体制.....	67

2	プランに基づく事業実績の評価	68
(1)	担当課による目標設定・自己評価	68
(2)	評価	68
(3)	市民への公表	68
(4)	プランの最終評価・最終報告	68
3	国と県への要望	69
(1)	国への要望	69
(2)	県への要望	70
	資料編	71



第1章

後期基本計画の策定に当たって

1 計画の目的と概要

(1) 計画策定の目的

逗子市では、平成18年3月に策定した「ずし男女共同参画プラン」に基づく、

- ① 個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会
- ② 女性のエンパワーメント*により男女共同参画を進める社会

の実現に向け、前期基本計画の5か年において、これまで市民への男女共同参画意識や人権意識の啓発、あるいは女性のエンパワーメントを柱にさまざまな施策・事業を推進してきました。

平成22年度で終了する前期基本計画における成果や課題をもとに、逗子市がめざす男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層総合的に推進していくために、後期基本計画における施策推進の基本方針を定め、「ずし男女共同参画プラン後期基本計画」を策定します。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」（第2条の3第3項）において、市町村は「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止基本計画」という。）」を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

男女間のあらゆる暴力を防止していくとともに、問題発生時の的確かつ迅速な対応を確保するための体制づくりは、本市においても重要な課題の一つととらえ、法改正を踏まえた本市のDV防止基本計画を包含した計画として策定します。

★女性のエンパワーメント：

女性自らが、主体的に判断し能力を発揮して、社会のあらゆる分野へ参画するとともに、様々なネットワークを形成していくこと。

(2) 計画の位置づけと役割

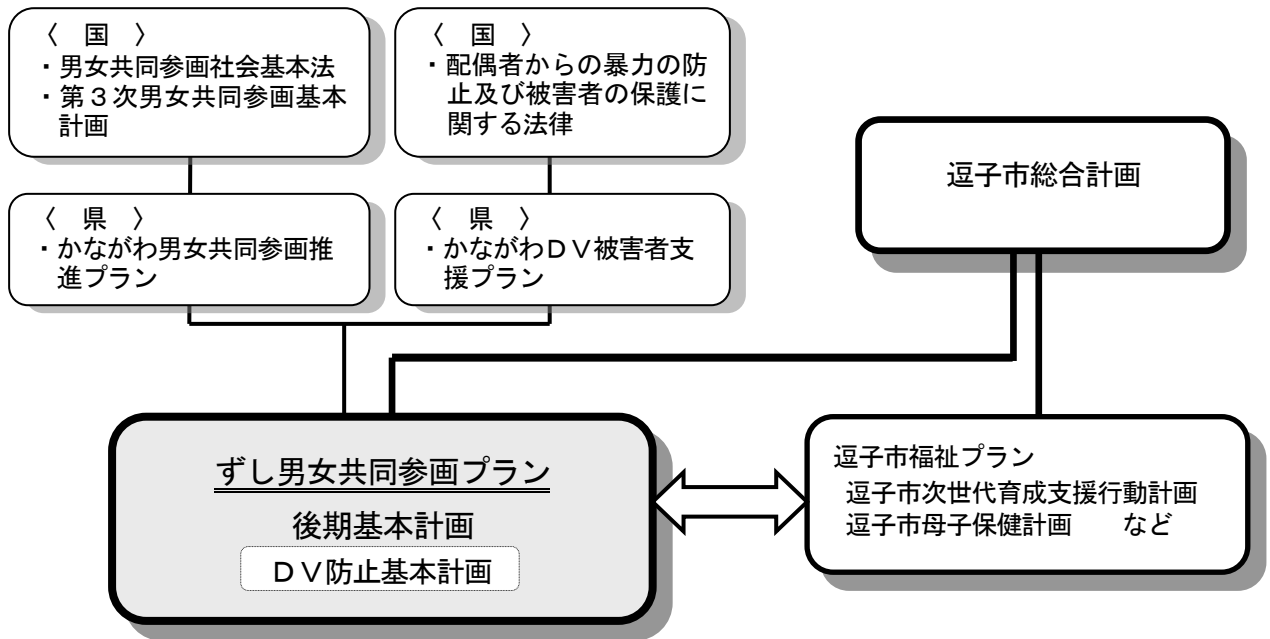
今回の計画は、平成18年度に策定した「ずし男女共同参画プラン」の後期基本計画となるもので、本市がめざす男女共同参画社会像の具現化に向け、後期基本計画として重点的に取り組むべき方向を明らかにし、今後5年間の広範な施策・事業について定めます。

同時に、平成19年の改定によって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定された計画の策定として、本市の「DV防止基本計画」という性格を併せ持つ計画とします。

また、ずし男女共同参画プランは、「逗子市総合計画」（計画期間：平成9年～平成27年までの20か年計画）の個別計画となるため、総合計画の基本構想や第3期となる基本計画（「逗子市総合計画基本計画2014」をはじめ、保健・福祉分野における「福祉プラン」、「障害者保健福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」など、その他関連分野の諸計画と整合性を図りながら推進していきます。

なお、この計画は、市民や事業者（主）、教育・福祉関係者などに対しては、本市がめざす男女共同参画社会実現への「共通目標」であり、そのための「行動指針」となります。

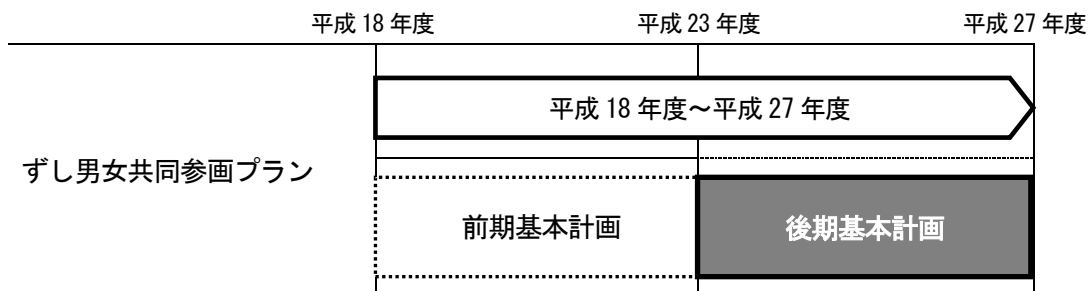
◆ ずし男女共同参画プラン後期基本計画の位置づけ



（３）計画の期間

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度の5か年とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化や計画の進捗状況など必要に応じて見直しを行います。

◆ 後期基本計画の期間



（４）後期基本計画の策定方針

男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりの意識の向上や固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣習などの改善といった取組を、一步一步進めていく必要があります。

本市では、後期基本計画において、ずし男女共同参画プランに掲げた基本目標や計画を実現するため、前期基本計画の取組の成果や課題を精査し、具体的な施策・事業について必要な見直しを行いました。

また、後期基本計画では、男女共同参画社会の実現に向け、行政だけでなく、市民及び関係団体などが協働して取り組んでいけるよう、5つの「重点課題」を掲げ、目標を推進していくための施策・事業を計画しました。特に DV 問題の重視・対策の強化を盛り込んだ DV 防止基本計画の性格を併せ持つ計画としています。

2 逗子市の取組実績と課題

（１）前期基本計画の取組実績

本市では、平成 18（2006）年度から5か年の前期基本計画期間において、ずし男女共同参画プランに掲げる6つの基本目標に沿って、それぞれ関連する施策・事業を体系化し、取り組んできました。

前期基本計画における関連施策・事業については、毎年度各担当課において自己評価した結果をもとに、学識経験者や一般市民、関係団体から構成される「ずし男女共同参画プラン推進会議」において第三者評価を行い、計画全体の適切な進行管理に努めています。

ずし男女共同参画プランの進捗状況を評価するに当たっては、女性の経済的自立の支援、子育て支援の充実、幼児教育・学校教育における推進、意思決定の場への参画促進、男女共同参画プランネットワークの設置、担当課による推進と報告、計画の推進と評価の7つの重点項目を、また平成 21（2009）年度には、介護支援・福祉サービスの充実の1項目を加えた8つの重点項目を選び、各担当課が自己評価を行い、ずし男女共同参画プラン推進会議において第三者評価を行いました。

また、市における関係各担当課が、男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施・充実に努め、プランの内容を推進するほか、男女共同参画行政に係る総合企画及び調整など、全庁的・横断的な取組を行うため設置した「逗子市男女共同参画調整会議」と「ずし男女共同参画プラン推進会議」との意見交換会（ヒアリング）を適宜開催することにより、問題点や課題を検討し、その後の施策・事業の展開に反映させるよう努めてきました。

（２）前期基本計画の取組からの課題

本市がこれまで行ってきた、ずし男女共同参画プランの進捗状況の評価における８つの重点項目から、女性の経済的自立の支援と子育て支援の充実は、最近の社会・経済情勢からも重要な課題としてとらえており、より効果的な手法を模索しながら取り組んでいくことが求められています。

また、DV やデート DV*など女性に対する暴力の深刻さから、幼児教育や学校教育における推進、数値目標に達していない意思決定の場への参加促進や男女共同参画プランネットワークの設置の早期実現などに取り組んでいくことが課題となっています。

男女共同参画プランを推進するためには、担当課による計画の進捗状況の報告と評価をしっかりとした体制で行うことが重要であり、こうした計画の進行管理・検証のシステムは、逗子市独自のものとして、今後も継続していきます。

検証結果は、毎年度「ずし男女共同参画プラン進捗状況報告」として市民に公表してきましたが、平成 21（2009）年度に実施した市民意識調査結果によると、「ずし男女共同参画プラン推進会議」などの組織に関する市民の周知度は必ずしも高いとは言えない状況にあるため、男女共同参画に関する取組や進捗状況報告など広く周知を図り、市民による実践的な活動を広げていくことが求められます。

★デートDV：

夫婦間での暴力行為（Domestic Violence：ドメスティック・バイオレンス）と同じように、婚姻関係にない若い世代の恋人同士や交際相手からの暴力行為が低年齢化し、深刻な問題となっているため、夫婦間、家庭内暴力と区別する言葉として「デートDV」が使用されています。

3 社会情勢の変化

(1) 男女共同参画をめぐる情勢の変化

① 国際的にみる男女共同参画の位置づけ

平成12（2000）年に男女共同参画社会基本法が施行されて10年が経過する中、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等や男女共同参画に関わる意識啓発をはじめ、さまざまな分野で法制度の改革が進められてきました。

しかし、国連開発計画（UNDP）が過去15年にわたって毎年公表してきた「ジェンダー・エンパワーメント指数」（GEM）でみると、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できているかどうかを示す数値は、平成21（2009）年では109か国中57位という水準にとどまり、わが国での男女共同参画の推進が世界的には遅れている状況であることを示しています。

また、国連開発計画では、女性が不利な立場に置かれている状況が社会的な不平等が生み出す要因の一つになっていることに着目し、新たな指標として「ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index: GII）」[★]を平成22（2010）年に初めて発表しました。これによると、世界平均が0.56という状況の中でわが国は0.27と世界12位の水準にあります。

このように、国際的な男女共同参画の動向からみると、わが国は、人間開発の達成度や男女共同参画推進の上で着実に実績を上げてきているとは言え、様々な分野で男女間の格差は依然残されており、特に女性の政治・経済活動への参加や意思決定の場への参加が必ずしも十分に進んでいないのが実情です。

こうした中、本市では「逗子市審議会等への女性の参加促進に関する要綱」の指針とする数値を40%に引き上げ、女性の意思決定の場への参画を促進するなどの取組を進めています。

今後とも、バランスのとれた男女共同参画の推進に向け、審議会などへの女性参加率の目標達成に向けた取組を一層進めるとともに、事業所や市民団体活動など多くの分野において女性の参画を促していくことが求められます。

★ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index: GII）：

ジェンダー不平等指数（GII）は、リプロダクティブ・ヘルス（妊産婦死亡率と若年妊娠出産率）やエンパワーメント（議員の男女比と初等・中等教育の男女比）、労働市場（女性の労働市場参加率）の3つの側面と5つの指標によってジェンダー平等度を数値化したもので、ジェンダー不平等によってその国の人間開発にどれほどの損失が生じたかを測ることを目的とし、0に近いほど男女平等であることを示します。1995年から用いられてきたGDI（ジェンダー開発指数）及びGEM（ジェンダーエンパワーメント指数）という2つの指標に代わるものとして、2010年に初めて導入されました。

② 少子高齢化の進行

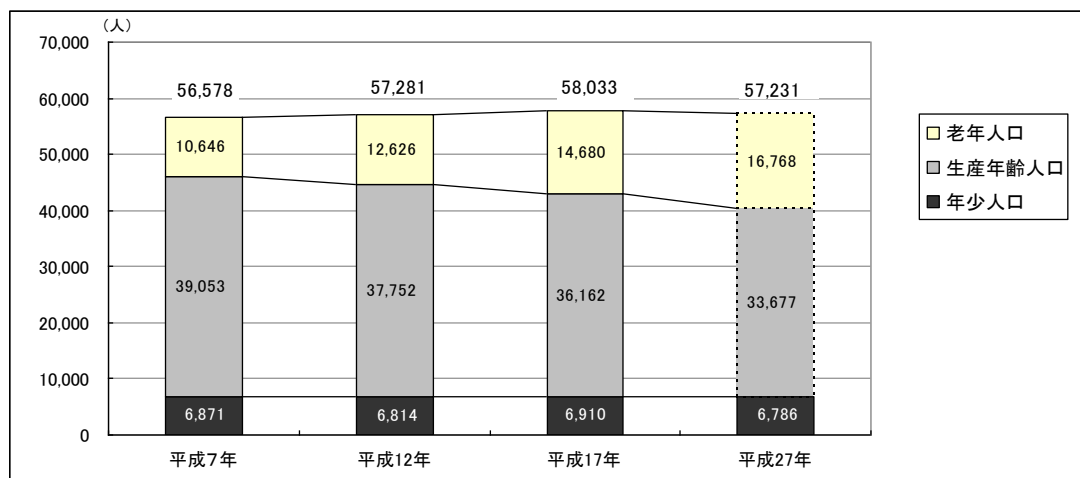
現在の日本では、少子高齢化の傾向が進行し続け、平成 12（2000）年頃には国全体の人口が減少基調に転じています。

こうした状況が続くと、平成 17（2005）年現在で総人口の 65.8%を占めていた生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）は今後 30 年内には 6 割台を割ることも予測され、労働力の不足が深刻化していくことが見込まれています。また、65 歳以上の老年人口は、20.1%から今後 3 割台を超え、何らかの援護や介護を必要とする高齢者が一層増加し、少子高齢化の問題も深刻化していくことが見込まれています。

本市の人口構造をみても、総人口がほぼ横ばい状態で推移している中、平成 17 年時点（国勢調査）で老年人口は 25.3%に達し、国・県平均を上回る高齢化が進行し続けている一方、年少人口は 11.9%と国・県平均を下回る水準で推移しています。

このような本市の人口構造を踏まえたとき、男女共同参画の視点から、あらゆる分野における女性の社会参加をさらに促進していくことが重要視されるとともに、これまで女性が多くを担ってきた育児や介護などの役割を男性も果たし、地域社会としても積極的に支えていく仕組みづくりが求められています。

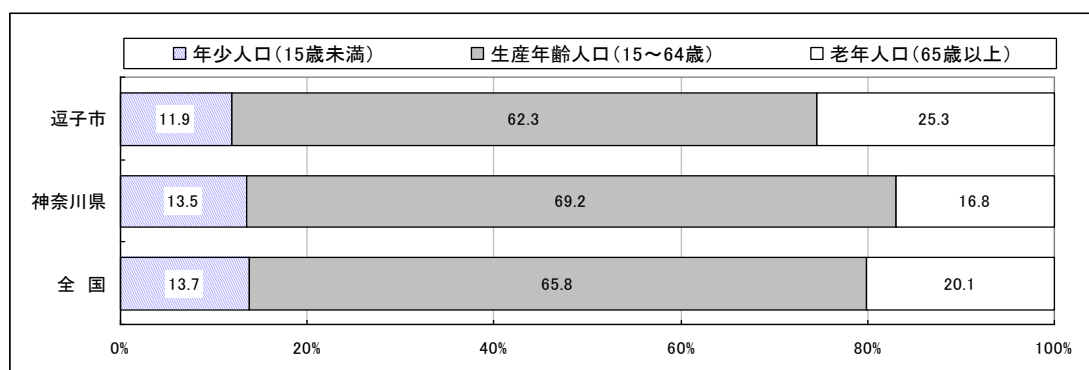
◆ 逗子市の人口構造の推移



※平成 27 年の人口は、逗子市総合計画における推計人口

資料：国勢調査

◆ 平成 17 年における年齢 3 区分別人口の構成



資料：国勢調査

③ 景気と雇用情勢の悪化による影響

平成 19（2007）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の改正、翌年の「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）の改正など、雇用に関する法の整備が進められてきました。

しかし、世界規模での経済の変動期にあって、特に“リーマン・ショック”と呼ばれる経済危機以降、改善の徴しが見えない状況が長期に続いており、失業率がこれまでになく高止まりする状況があります。若い世代も正規雇用ではなく、派遣や有期限採用などの不安定な雇用状況が続いており、特に、女性の場合、非正規雇用者が多く、賃金格差など労働条件との問題が顕在化しています。

本市においても、平成 21（2009）年度の市民意識調査結果では、20 歳代から 50 歳代にかけては4割から6割ほどが共働き世帯という状況にあり、「パートタイム・アルバイト」などで働いている割合が多くを占めています。

また、経済環境の悪化を背景とした雇用形態の変化は、若者を中心に経済的に困難な状況に陥りやすい人を増加させているといった問題を生じています。

このような状況は、本市でも十分想定されるため、実態を把握し、男女共同参画推進の観点からもその支援を図っていく必要があります。

④ 「DV防止法」の改正と男女間のあらゆる暴力の根絶への取組

女性に対する暴力は、固定的性別役割分担や経済力の格差、権力による上下関係などの社会構造に根ざしたものです。暴力をふるうことは人権侵害であり、その対象の性別、間柄、公的・私的領域を問わず、決して許されるべきことではありません。

特に、配偶者からの暴力（DV）は、犯罪行為につながる重大な人権侵害であり、その被害者や家族の生命・身体・安全確保など個別の支援はもとより、社会全体でDVの根絶に向けた取組、さらには男女のあらゆる暴力の根絶に向けた取組が、男女共同参画社会実現のための重要な課題です。

こうした中、平成 13（2001）年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）は、平成 16（2004）年 12 月の一部改正が行われ、平成 20（2008）年 1 月に施行された改正 DV 防止法では、被害者支援の充実とともに、「配偶者からの暴力禁止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定及び適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務として規定されました。

本市では、ずし男女共同参画プランにおいて「性に関する人権侵害の防止」を基本目標の一つに掲げ、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」にこれまで取り組んできました。

年々増加する女性相談のうち、DV などの人権侵害の問題が女性相談の約半数を占めており、平成 21（2009）年度の市民意識調査結果をみても、「自分自身が暴力をふるわれたことがあ

る」が7.3%、「自分自身は経験がないが、身近で見聞きしたことがある」が24.4%に上る結果となっています。

DV やデート DV など女性に対する暴力の深刻さから考えても、幼児教育や学校教育における推進が重要であり、今後も、配偶者やパートナーなどからの人権侵害に関わる男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、取り組んでいく必要があります。

◆ 改正DV防止法（平成20年施行）の主な改正のポイント

◎保護命令制度の拡充

1. 配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者に加え、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができるようになりました。
2. 被害者の申立てにより、被害者への近接禁止命令と併せて、裁判所が配偶者に対し、面会の要求や行動の監視に関する事項を告げること、無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールなどの行為を禁止することができるようになりました。
3. 被害者の申立てにより、裁判所は、配偶者に対して被害者の親族などへの接近禁止命令を発することができるようになりました。

◎裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

◎市町村基本計画の策定（努力義務）

これまで都道府県に対してのみ策定が義務化されていた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（DV防止基本計画）について、新たに市町村に対しても計画策定が努力義務として規定されました。

◎配偶者暴力相談支援センターに関する改正

市町村に対しても、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが努力義務となりました。また、被害者の緊急時の安全の確保が配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されました。

⑤「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取組

一人ひとりのライフスタイルが多様化し、さまざまな生き方を指向する意識が高まってきている一方、共働き世帯の増加に伴う問題も数多くあります。

女性にとって、希望する就労機会や雇用条件の確保、家事・育児と仕事との両立を支える基盤整備は、以前よりは進んできているものの、まだまだ不十分であり、時代の変化に対応しているとは言えない現状です。

仕事と家庭生活の両立を支援する職場環境や保育環境に対して問題意識をもつ人も多く、本市の状況を見ると、平成21（2009）年の市民意識調査の結果では、女性が職業をもち、また継続していく上において障害となっていることとして、「育児との両立」を挙げる割合が全体の63.4%に上るほか、「家事との両立」が39.6%、「保育施設の数や保育内容が十分でないこと」が37.5%、「育児休業制度など職場の労働条件が整っていないこと」が30.2%と、多くの人が育児や家事との両立が困難であると感じています。

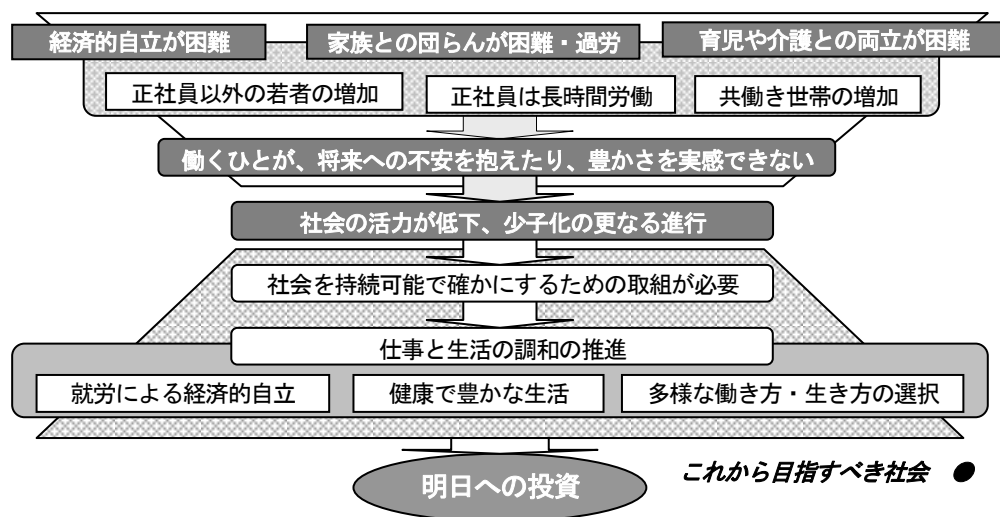
本市の次世代育成支援行動計画策定に関わる平成21（2009）年度の市民意識調査の結果では、就労意欲がありながら就労していない主な理由として、「働きながら子育てができる適当な仕事がない」ことを約4割の人が問題点として挙げています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方は、一人ひとりが仕事だけでなく家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じた自らの望む生き方を選択し確保することができる社会をめざすものであり、本市においても、その視点を取り込んだ取組を進めてきましたが、深刻化している都市部を中心とした待機児童の問題も含め、家事・育児と仕事とを両立できる環境整備に一層取り組んでいく必要があります。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方

【現状と目指すべき社会】

● 現在の「働くこと」を取り巻く環境



内閣府パンフレットをもとに作成

（２）市民意識の変化

平成21（2009）年に逗子市が実施した「男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査」によると、男女の地位にかかわる平等感や固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かります。

① 男女の地位に関わる平等感

男女の地位に関わる平等感が、さまざまな分野にわたって次第に高まってきてはいますが、「教育」や「社会活動（地域活動、ボランティアなど）」、「余暇活動」を除いた多くの分野では依然として男女の不平等感が強く残っており、特に、男女の地位に関わる平等意識は、「全体的に考えると」という項目では、いまだに男性が優遇されていると感じている割合が圧倒的に高い結果です（資料編P101 図表①）。

男女平等意識を高めていくために重要と思う取組については、男女ともに「法律や制度上での見直しを行い、男女差別につながるもの（男女の賃金の格差、育児・介護休業の取りやすさなど）を改めること」が第一に挙げられ、「職場の長時間労働が改善されること」、「男性が家事・育児・介護に参加すること」や「女性が自身の経済力を向上させること」、「さまざまな偏見、固定的な社会通念や習慣・しきたりを改めること」などに対する男女平等意識の重要性は認識されているようです（資料編P102 図表②）。

② 固定的な性別役割分担意識

男女共同参画社会基本法施行後の10年の間、男女共同参画が十分に進んでいない要因の一つに「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識が、いまだ社会的に根強いことが挙げられています。

本市における市民の意識でも、女性が肯定する割合は平成16年の前回調査結果に比して少なくなっているものの、男性が肯定する割合はそれを上回っており、依然、性別役割分担意識が根強く残っていることが分かります（資料編P102 図表③）。

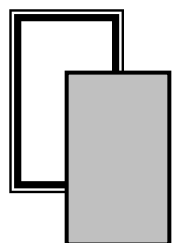
年齢別でも、高齢者層で性別の役割分担を容認する割合が高だけでなく、20歳代などの若年層でも固定的な役割分担意識が強い傾向が示されています。

③ 「男女共同参画社会の実現」に向けた施策ニーズの変化

今後、男女共同参画社会の実現していくために取り組むべき施策の重点度（優先度）を市民意識調査結果でみると、平成16年の前回調査の結果と同様に、「高齢者や障がい者の介護制度の充実」が第1位に挙げられているほか、「保育所・放課後児童クラブ（学童クラブ）・ふれあいスクールの充実」が全体の4割ほどに上り、前回調査結果を大きく上回る結果となっています（資料編P110 図表⑱）。

また、「女性が能力を発揮したり、社会活動をするための学びの場の確保」や「女性に対する就労支援・職業訓練・職業相談」への取組を求める要望が高いという結果は、今日の経済情勢の悪化を背景とした女性の就労意欲の高まりを反映したものと考えられます。

本市においても、共稼ぎ世帯が増加していく中、仕事と家事・育児・介護などの両立や固定的な性別役割分担の意識から、広報や啓発の推進、エンパワーメント向上や相談機能の充実、また、育児と就労の両立を支えるサービス基盤の充実など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が重要となります。



第2章

後期基本計画の重点課題と施策推進の方向

1 後期基本計画の重点課題

社会経済環境による情勢の変化やすし男女共同参画プランの前期基本計画における課題、平成21（2009）年度の市民意識調査結果などを踏まえ、本市の後期基本計画では次の5項目について重点的に取り組みます。

（1）男女平等意識や人権意識の深化とDVなど人権侵害への対応の強化

男女の地位に関する平等感、市民の意識として多くの分野で広がりつつありますが、根強い固定的な性別役割分担意識の解消など、後期基本計画においても男女共同参画社会にかかる意識の啓発に取り組み、性別・世代にかかわらず、あらゆる人々が男女共同参画への理解を深めていく取組を、粘り強く進めていく必要があります。

後期基本計画においては、増加する傾向が見られるDV問題への対応を強化するため、セクシュアル・ハラスメントや配偶者・パートナーからの暴力（DV）など人権を侵害する問題への意識啓発、相談体制の強化、また、DV被害者の安全確保と自立支援などにかかる関係機関との連携や支援体制の整備が課題となります。

（2）女性の社会参画の促進とチャレンジ支援の充実

前期基本計画の取組の成果として、多くの分野での女性の社会参画機会は充実してきたとは言えますが、取り組むべき課題が残されています。

少子高齢化や雇用環境の激化といった社会情勢の中で、持続的に新たな価値を創造し、経済の活性化を図っていく上でも、政策、方針決定の場への女性の参画を推進することは不可欠です。

このため、実効性あるポジティブ・アクションの推進や女性のエンパワメントに向けての支援の強化が必要です。また、個人の意思や能力が十分に活かされる多様な就業機会の確保や就労環境の整備、女性の自立に向けた意識啓発、教育など、あらゆる分野での女性の社会参画を促進する総合的な支援を行うことが重要です。

（3）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の充実

一人ひとりの個性や生き方を尊重し、精神的な充実感や自己実現が重視されるようになっていく今日、女性の能力活用や子育て・介護支援、柔軟な就労時間の導入など、男女がともに働きやすい職場づくりを進めることが不可欠となっています。

また、個人の問題だけでなく、経済活動や社会全体としての活性化を図る意味からも、「ワーク・ライフ・バランス」推進の視点が重要視され、国・県において積極的な取組が進められています。

このため、後期基本計画においては、国・県などの取組と連携しながら、「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざしていくことは、重要な課題の一つに位置づけられるものであり、この推進の視点から関連する施策・事業を見直し、総合的な取組を進める必要があります。

（４）地域における男女共同参画の推進

社会の成熟化（消費効用、所得効用、年金効用など）の低下が進み、公的サービスに対する需要が多様化し増大する中、これからのまちづくりにあっては、市民と行政とが一体となった協働体制がさまざまな分野で求められてきます。

本市の地域活動の実情をみると、その多くを女性が支えており、大きな力となっていますが、女性の立場は補助的な役割となっている場合も少なくありません。

一方、退職まで仕事中心の生活となりがちだった男性においては、地域との接点を増やし、長い職業生活で培われた経験や技能、知識を地域の諸活動に十分活かしていくことが求められます。

このため、後期基本計画では、地域において身近な男女共同参画を実現していくため、男女がともに個性や能力を活かし、あらゆる分野で対等なパートナーとしてそれぞれの力を発揮できるよう、引き続きエンパワーメント向上に取り組んでいくことが必要です。

また、女性だけでなく、男性に対しても、家事や子育てなど家庭内での役割分担を意識づけ、実践できる力を高めていくとともに、多様な地域活動にも積極的に参画できるような機会づくりを進め、男女が共同して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが期待されています。

（５）市と市民や事業者、各種団体などとのネットワークの構築

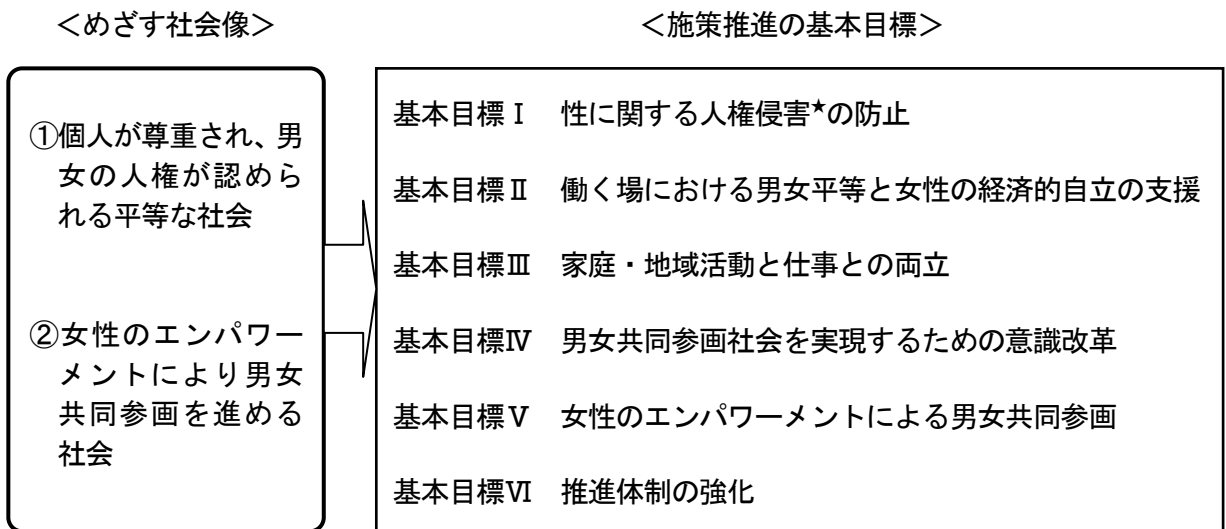
めざす男女共同参画の社会像を具現化していくためには、さまざまな問題が複合的に絡まった課題も少なくなく、行政だけの対応には限界が生じることから、市民などと一体となった連携体制が不可欠です。

このため、行政内部で分野横断的な連携の強化を図り、実効性ある施策・事業を体系的に推進していくことはもとより、市民のボランティア活動やNPO活動、関係団体、事業者（主）などによる連携・協力体制を確立し、行政との協働・共創の体制のもとに男女共同参画社会の実現に主体的に取り組んでいくことが重要です。

2 基本目標と施策の体系

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、継続した理念のもとに一貫性ある取組が重要です。

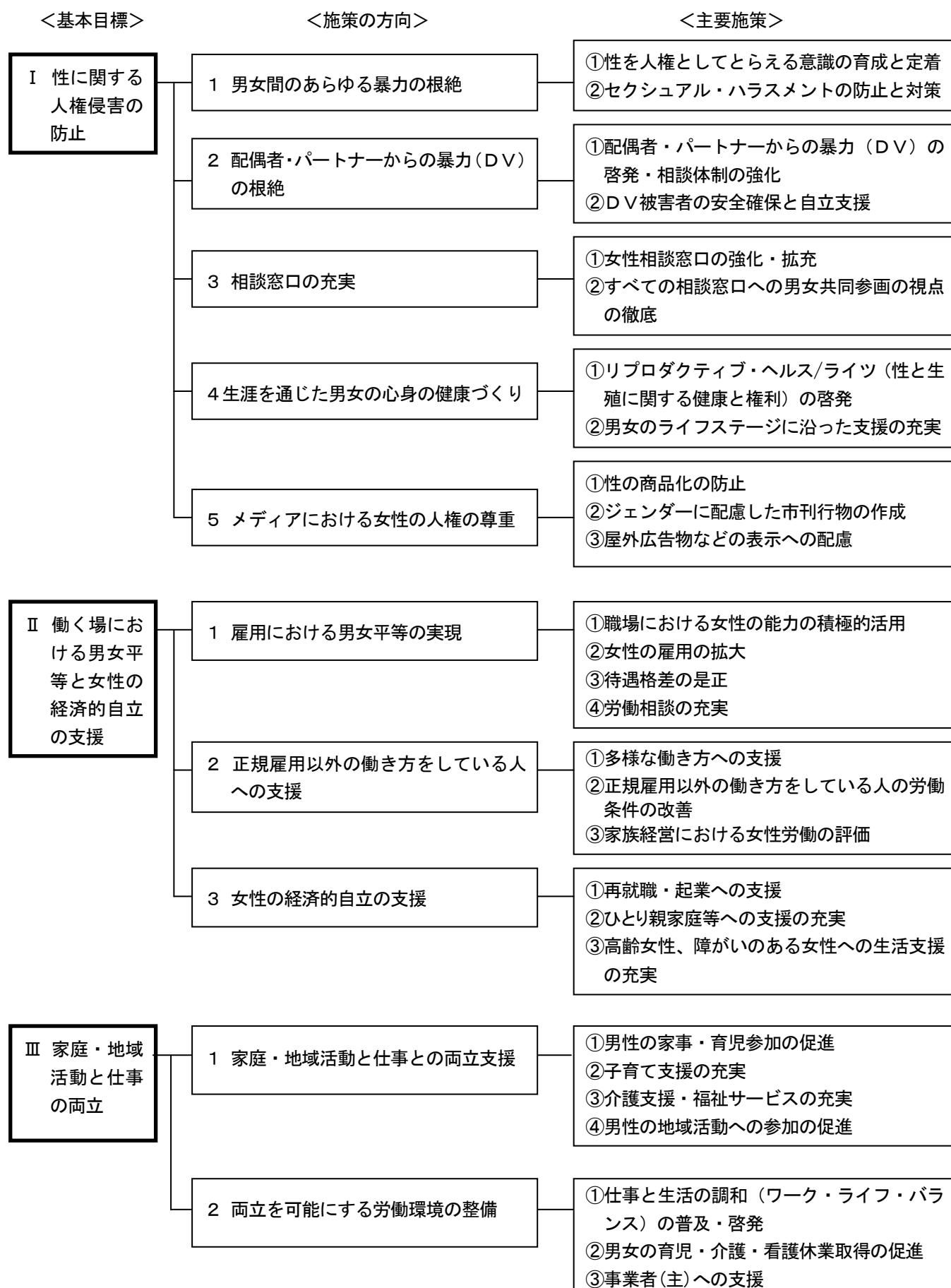
このため、後期基本計画における施策推進の基本目標についても、前期基本計画同様、6つの目標を定め、それぞれ関連する施策・事業を体系づけていくものとします。

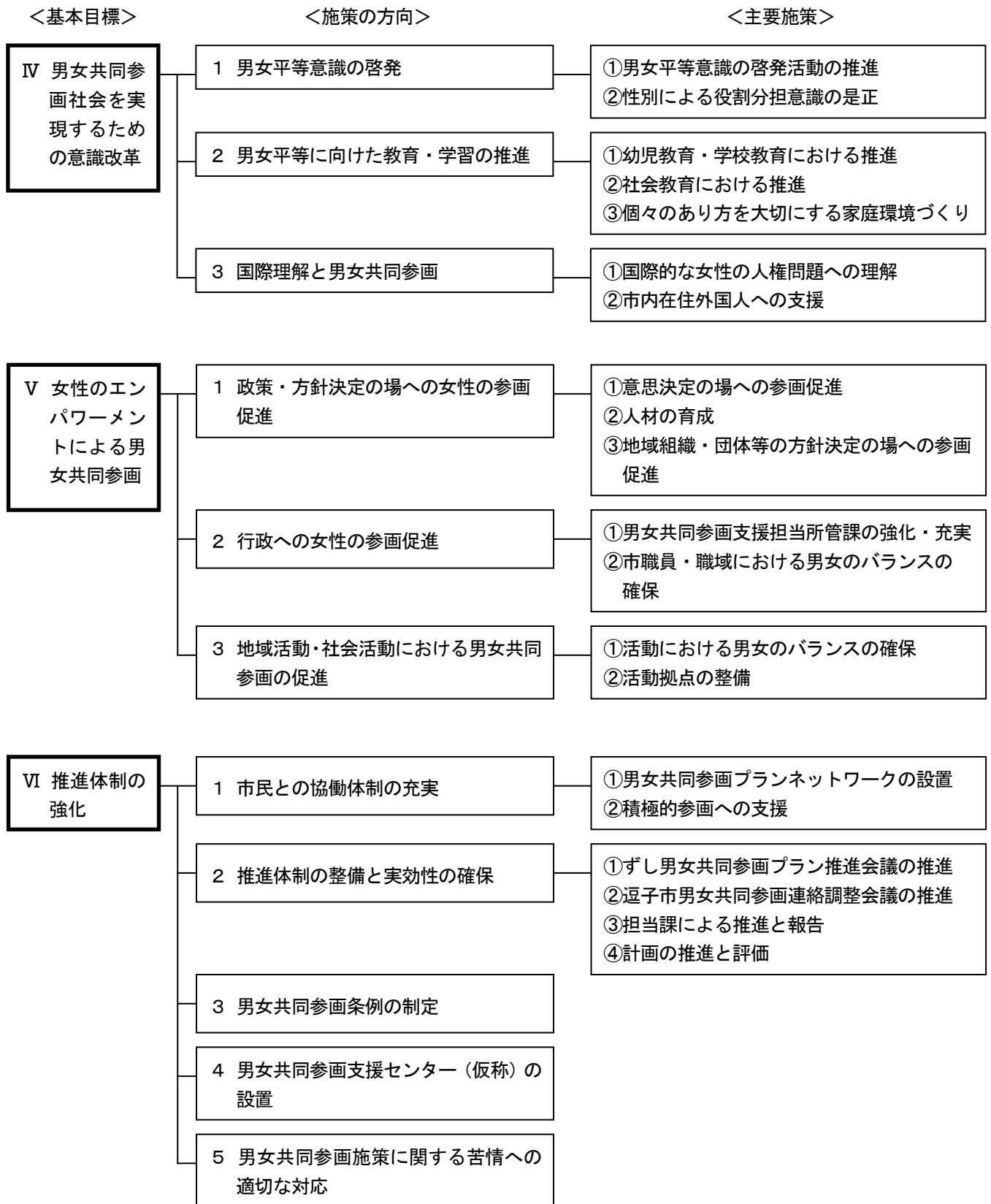


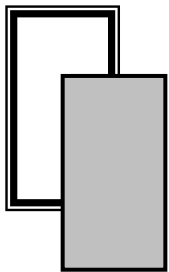
★性に関する人権侵害：

この計画では、「性」を政策論的観点から、身体的・生物学的性別としての「性」(SEX)という包括的な概念で捉え、健康支援を含め、互いの「性」をめぐるあらゆる人権侵害の防止や人権尊重のために必要な施策を包含するものとしています。

◆ 施策の体系







第3章

後期基本計画における具体的な取組

基本目標Ⅰ 性に関する人権侵害の防止

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

家庭内のDV（ドメスティック・バイオレンス）や職場などでのセクシュアル・ハラスメントといった女性に対する暴力は、人権を侵害する大きな問題です。

しかし、こうした人権侵害の問題は、これまで個人や家庭、職場での個々の問題として見過ごされがちでした。また、性犯罪や性の商品化といった人権侵害の問題も後を絶ちません。

このような性に関する暴力の背景には、女性が置かれている家庭内の状況や社会的状況、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、社会的地位の差など「男性優位」の社会構造的な問題があると言われています。

また、近年男性のDV被害者も増えてくるなど社会的な環境の変化から暴力をふるう対象も変化しています。

こうした男女間のあらゆる暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であり、その対象、性別、間柄、公的、私的領域を問わず決して許されるべきことではありません。

このため、広く市民各層に対し、性や人権に関する啓発を推進するとともに、幼い頃からの一貫した人権教育を推進するなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の実現、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざしていくことが必要です。

(1) 性を人権としてとらえる意識の育成と定着

市民の人権意識を高める啓発機会や情報提供を体系的、効果的に推進し、DVやセクシュアル・ハラスメントなどが人権を侵害する重大な問題であるとの認識を深め、社会全体としてあらゆる暴力を許さない環境づくりをめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
1	①性の人権としてとらえる意識づくり	【市が行うこと】 ○ジェンダーによる思い込みに基づいた差別をなくします。	継続	全 課
2		○性の人権としてとらえる意識の向上を図るため、啓発・情報提供パンフレットの作成とともに、事業効果をより高められるようなテーマや対象を明確にするなど、講演会・講座などの啓発事業を充実します。	継続	生活安全課
3	②教育・研修の推進	【市が行うこと】 ○家庭・学校・地域のそれぞれの分野で男女が互いの性について正しい知識をもち、性に関する女性の人権と自立を尊重する身体及び性意識の発達段階に応じた性教育、人権教育が行われるよう努めます。	継続	学校教育課 社会教育課
4		○教職員、行政職員研修の中に性の人権としてとらえる視点を加えます。	継続	学校教育課 職 員 課
5		○学校教育において、人権教育の中に、性の人権としてとらえる視点を取り入れます。	継続	学校教育課
6		○DV防止のための情報の提供やDV防止法、ストーカー規制法(通称)など性に関する法律の周知に努めます。	継続	生活安全課
7	③DVを未然に防止するための意識啓発と情報提供	【市が行うこと】 ○配偶者・パートナーからの暴力(DV)は、人権侵害・犯罪であるという意識の啓発を図り、暴力を根絶する運動を推進します。	継続	生活安全課
8		○女性と子どもに対する暴力の実態や「DV防止法」、「児童虐待防止法」について、多くの機会をとらえ市民への周知を図ります。	継続	生活安全課

「継続」・・・前期基本計画に掲げた施策について、後期も発展的に継続するもの
「◎新規」・・・前期基本計画策定後に既に実施している施策も含め、後期基本計画に新たに記載するもの

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策

セクシュアル・ハラスメントについては、「男女雇用機会均等法」において、女性だけでなく男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが義務となっています。

しかし、平成21（2009）年度の市民意識調査結果では、職場において最近1年間で何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある割合が21.8%に上る結果となっています。

今後とも事業者（主）に対する意識改革の推進や、学校・地域といった雇用以外の場でのセクシュアル・ハラスメントについて未然防止のための啓発に取り組むことが重要です。

セクシュアル・ハラスメントの問題を防止するため、職場や学校、地域などあらゆる場面で意識啓発を推進するとともに、被害者救済への適切な対応をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
9	① セクシュアル・ハラスメントなどの防止と対策	【市が行うこと】 ○職場・学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための情報提供、啓発を図ります。	継続	職 員 課 生活安全課 経済観光課 学校教育課 社会教育課
10		○行政職員・市民・企業・教育に携わる者に対してセクシュアル・ハラスメント防止の研修や講座を行います。	継続	
—		【事業者（主）ができること】 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対策を行います。	継続	—
11	②被害者の救済	【市が行うこと】 ○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの通報があった場合、速やかに関連機関に連絡し、被害者の救済につなげます。	継続	生活安全課 経済観光課

2 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の根絶

女性に対する配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の問題が大きな社会問題となっており、近年、配偶者やパートナーからの暴力だけでなく、若年層でのデートDV、いわゆる恋人による身体的、精神的、性的暴力などの問題も大きく取り上げられるようになっていきます。

本市でも、女性相談に寄せられる内容のうち、DVに該当する相談は年々増えています。

平成21（2009）年に実施した市民意識調査の結果では、暴力（DV）を受けた経験がある割合は、女性が10.8%に上るほか、男性でも2.6%となっており、DVの問題は女性だけのものではなく、女性に比べて男性に多い傾向にあります（資料編P104 図表⑦）。

“DVを受けた経験がある”と回答した人に暴力の内容（程度）をたずねた結果（複数回答）を見ると、「大声でどなるなど、言葉の暴力」が男女ともに6割近くに上るほか、「医師の治療は必要でない程度の暴力」をふるわれた割合もともに約4割に上る結果となっています。さらに女性の場合、「医師の治療が必要となる程度の暴力」を受けたケースが3割近くに上ります（資料編P105 図表⑧）。

DVを受けた時の相談相手については、「誰にも相談しなかった」と回答した人が半数近くに上り、その理由は、「自分さえがまんすればなんとかこのままやっていけると思ったから」、「相談したことがわかれると仕返しやもっとひどい暴力を受ける」と思う割合が多く、被害者の深刻さがうかがえます。

また、配偶者やパートナーからの暴力に対する有効な援助としては、「身の安全を確保できる場所の提供」と同様に、「経済的自立への支援」を望む割合が高く、「家庭裁判所、弁護士、警察などの法的援助」や「相談窓口の増設や相談窓口に関する情報提供」についても充実することが求められています（資料編P105 図表⑨）。

DVの問題は、関係機関との連携を図り、問題の発見から被害者の一時保護、自立支援に至るまでの一貫した支援体制をつくることが不可欠です。

本市では、このような状況を踏まえ、あらゆる暴力を未然に防止し、DV問題が潜在化することのないよう、市民各層の認識を深める啓発やDVに関する情報提供を徹底するほか、被害者が相談しやすい体制をつくり、専門の女性相談員の配置や女性相談専用電話の設置及び相談日の増設など相談体制を強化しています。

(1) 配偶者・パートナーからの暴力（DV）の啓発・相談体制の強化

配偶者などからの暴力の問題を潜在化、長期化させることなく早期に発見できるよう、保育園・幼稚園や学校などを含め市組織の連携・連絡体制を充実していくとともに、DV専門の相談体制の拡充と周知を図ります。また、DVの再発防止に向け加害者への適切な対応をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
12	①DV被害者の早期発見体制の確立	【市が行うこと】 ○配偶者・パートナーからの暴力（DV）や幼児・児童虐待の実態を的確に把握し、関係機関との連絡体制をつくります。	継続	生活安全課 子育て支援課
13	②DV被害者に対する相談体制の拡充	【市が行うこと】 ○DV被害者の潜在化や暴力の長期化を食い止められるよう、相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、窓口職員の研修を充実し、適切な対応と二次被害防止に努めます。	継続	生活安全課
14		○こころや性に関する悩みを含め、男性のDV相談に関する情報を提供します。	◎新規	生活安全課
15	③加害者対応の検討	【市が行うこと】 ○DV加害者に対する対策を検討します。	継続	生活安全課

(2) DV被害者の安全確保と自立支援

DVの被害者やその子どもを迅速に保護し、安全に避難させることができるよう、神奈川県などとの連携強化と避難先への支援を行います。DV被害者の自立支援や被害者とその子どものこころのケアを充実します。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
16	①DV被害者の保護	【市が行うこと】 ○被害者の一時保護と自立支援を行っている民間団体への支援・助成を実施します。	継続	生活安全課
17		○関係機関と密接な連携体制を確保します。	◎新規	生活安全課
18	②被害者の自立支援	【市が行うこと】 ○被害者の自助グループの育成と支援を図ります。	継続	生活安全課
19		○自立支援のための各種制度の周知を図るとともに、その活用への支援を行います。	◎新規	生活安全課

3 相談窓口の充実

性の問題やDVなどの暴力、あるいは子育てや介護、就労など、さまざまな生活課題に直面している人に対する的確に対応し、必要な支援やサービスにつなげていくためには、それぞれの部署が有する相談窓口の専門性の向上や相互の連携強化を図っていくとともに、市民がいつでも気軽に利用できるような体制の充実が不可欠です。このことから、女性相談については平成22年度に相談日を週4日から5日に拡充しました。今後も、相談体制のより一層の充実を図ります。

(1) 女性相談窓口の強化・拡充

女性が抱えるさまざまな問題に的確に対応できるよう、相談体制を強化します。特にDVなど女性の人権侵害に関わる問題への相談体制の拡充をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
20	①女性相談体制の充実	【市が行うこと】 ○相談日時の充実に努めます。	継続	生活安全課
21		○相談窓口での二次被害を防止するため、相談員の意識啓発を図ります。	◎新規	生活安全課
22		○フェミニスト・カウンセリング*の視点を持った相談員の確保と研修及び身分保障に努めます。	継続	職 員 課 生活安全課
23		○市民への女性相談事業に関する情報提供の強化に努めます。	継続	生活安全課
24		○相談内容の検証をし、プラン推進に生かします。	継続	生活安全課

★フェミニスト・カウンセリング：

主に女性を対象に女性の専門家が行うもので、女性が抱える問題の背景には、女性らしさを要求する社会、性的虐待や暴力、結婚生活における夫の優位など社会的な問題があるという認識を基盤としています。カウンセラーは相談者を社会に適応させようとするのではなく、自発的に妻・母・嫁などの役割意識から解放され、自己尊重を持って生きられるように手助けをします。

(2) すべての相談窓口への男女共同参画の視点の徹底

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
25	①相談員の研修	【市が行うこと】 ○市のすべての相談窓口の相談員に対して、男女共同参画の視点を持つ研修や講座を行います。	継続	生活安全課
26		○市のすべての相談員に対して男女共同参画に関する国や県、市などの資料、情報の提供に努めます。	継続	生活安全課
27	②各相談窓口の連携強化	【市が行うこと】 ○市のすべての相談窓口の間の連携を強化します。	継続	相談窓口 設置関係課

4 生涯を通じた男女の心身の健康づくり

男女共同参画社会の形成を進めていく上で、男女がともに互いの性差や身体的特徴を理解し、生涯にわたる心身の健康を保持・増進していくことが基本的な要件となります。

そのためには、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて、健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。この視点に立ち、女性の思春期、成人期、高齢期など生涯を通じた性と生殖に関する総合的な施策が求められています。

一方、男性においても、今日の雇用環境の激化を背景に、ストレスによるこころの病や過労死が増加傾向にあると言われており、メンタルヘルスや自殺予防などこころの健康保持の重要性が指摘されています。

このような状況を踏まえ、性別にかかわらず、心身の健康に関する正確な知識と情報提供の充実に一層取り組むとともに、学校教育や生涯学習など多くの機会をとらえ、性や健康に関する教育や健康の自己管理意識の向上を図っていく必要があります。

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、生涯を通じた健康の維持・増進のために必要な情報の提供や研修機会の充実を図ります。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
28	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・定着	【市が行うこと】 ○男女がともに互いの性を尊重しあえるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供を行います。	継続	子育て支援課 学校教育課
29		○教職員や保健関係者などを対象に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を取り入れた研修を充実します。	継続	国保健康課 学校教育課

(2) 男女のライフステージに沿った支援の充実

市民のだれもがそれぞれのライフステージに応じ、主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう、心身の健康に関する相談や健診（検診）などの充実を図り、関係機関との連携を図りながら事業を推進していきます。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
30	①生涯にわたる男女の健康支援のための総合的体制づくり	【市が行うこと】 ○性差医療充実のため、女性スタッフによる女性外来、更年期外来の市内の病院への設置を推進します。	継続	国 保 健 康 課
31		○更年期・乳がん・子宮がんについての講座や、情報提供、自助グループの立ち上げへの支援を実施します。	継続	生 活 安 全 課 国 保 健 康 課 社 会 教 育 課
32		○関係機関と連携し、性感染症の予防対策や、健康と加齢についての情報提供、啓発講座を行います。	継続	国 保 健 康 課 子 育 て 支 援 課 社 会 教 育 課
33		○生涯にわたる健康維持のための情報提供や啓発講座を行います。	継続	国 保 健 康 課 子 育 て 支 援 課
34	②母子保健事業の推進	【市が行うこと】 ○妊娠・出産期の女性を対象にした妊婦健診や健康相談・指導などの保健事業を充実し、安全な出産の支援と育児不安の解消を図ります。	継続	子育て支援課
35		○妊娠・出産、育児において男性の理解と協力を促し、夫婦・パートナーが協力して取り組むことができるよう、両親教室などの事業を充実します。	継続	子育て支援課

5 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアに含まれる女性への性差別的な表現や固定的観念にとらわれた表現などについて、平成21（2009）年の市民意識調査によると、「そのような表現を望まない人や、子どもに対する配慮が足りない」と感じている市民が前回調査結果同様、高い割合となっています。

性別役割を固定化した表現や女性に対する差別を含めて、差別を見抜き読み解く力を育てることが必要となっており、メディアが私たちに及ぼす影響は大きなものがあるため、表現される側の人権に対する配慮をメディアに働きかけていく必要があります。

男女共同参画を推進していく上で、各人が単に情報を受入れるのではなく、日々大量に発信されるさまざまなメディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信者となる能力（メディア・リテラシー）の育成も重要です。

また、市が情報の発信者となる場合にも、屋外広告物も含め、表現に十分な配慮が求められます。特に公的機関が発行する印刷物やホームページなどにおいては、引き続き、職員への意識啓発や発行物の表現内容の点検を行い、細心の注意を払っていく必要があります。

（１）性の商品化の防止

売買春や援助交際、さらには人身売買を含め、性の商品化といった人権軽視の行為に対してはこれを容認しない意識を一人ひとりが持つことができるよう、性に対する正しい知識や人権を学ぶ機会を充実するとともに、マスメディアやインターネットなどを通じた大量な情報を適切に評価し利用できるようメディア・リテラシーの向上をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
36	①メディア・リテラシーの向上	【市が行うこと】 ○女性の人権を尊重する観点から、性を人格から切り離れたモノとする性の商品化などを防止する意識づくりを推進します。	継続	生活安全課
37		○男女共同参画の視点に立って多様なメディアからの情報を適切に読み取り、情報の発信ができるよう、市民のメディア・リテラシーの向上のための講座を開催します。	継続	生活安全課 社会教育課
38		○メディア・リテラシーの講座を企画・実施できる人材を育成します。	継続	生活安全課

(2) ジェンダーに配慮した市刊行物の作成

公的広報に関するガイドラインなどをもとに、人権尊重やジェンダー（社会的性別）に敏感な視点から市の発行物などの作成や情報提供を図ります。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
39	①ジェンダーに配慮した市刊行物の作成	【市が行うこと】 ○市の発行物やホームページなどについて、性差別につながるような表現を点検し、適切な表現への配慮に努めます。	継続	秘書広報課 生活安全課 総 務 課 全 課

(3) 屋外広告物などの表示への配慮

市内にある屋外広告物などにおいてジェンダー意識に立った適切な表現となるように事業者の理解と協力を求めていくとともに、社会環境浄化運動の一層の推進をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
40	①屋外広告物などの表示への配慮	【市が行うこと】 ○市内の屋外広告物などについて適切な表現へ配慮されるよう、事業者などへの働きかけを行います。	◎新規	生活安全課 経済観光課

基本目標Ⅱ 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援

1 雇用における男女平等の実現

雇用の分野では、平成19年4月1日に「改正男女雇用機会均等法」が施行され、間接差別の禁止など性別による差別禁止の拡大や、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いを禁止することが盛り込まれました。また、「パートタイム労働法」も改正され、正社員と同視すべきパート労働者の待遇を差別的に取扱うことを禁止するなど、法整備により、各事業者の雇用条件は徐々に改善されてきたと言えます。

しかし、職場での男女の地位に対する平等感に関しては、「男性優遇」の状況は大きく変わっておらず、平成21年度市民意識調査結果でも「男性優遇」と感じている割合が全体の6割を占めます。

今後、少子高齢化が進み、労働力不足が危惧される中で、男女問わず多様な能力を活用していくことは企業活動や経済全体の活性化の上でも不可欠であり、特に女性においては個々のライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方が選択できる就業環境の整備を進めることが重要です。

また、パート労働者の労働内容が適正に評価されているとは言い難い状況にあり、職場内における賃金、昇給、職種などに関わる格差の問題を是正していく必要があります。

(1) 職場における女性の能力の積極的活用

男女雇用機会均等法などの周知により、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、事業者への啓発を図ります。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
41	①市職員の男女平等の推進	【市が行うこと】 ○管理職について少ない方の性に関する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」*を行います。	継続	職 員 課
42		○実務者向け合同研修会を開催します。	継続	
43		○苦情処理委員会委員には、申し立て者と同性の委員が40%を下回らないようにします。	継続	

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
44	②市内事業者（主）への啓発	【市が行うこと】 ○採用時の男女差別の是正、男女の職種・職域の分離の解消（コース別人事の廃止など）、間接差別★の禁止などをめざすため、事業者（主）への啓発を行います。	継続	経済観光課
45		○市内の事業者（主）に対し、管理職に少ない方の性の人を積極的に登用する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の普及に努め、その実施を促進します。	継続	
46		【市が行うこと】 ○母性保護を含む働く人の諸権利をまとめたリーフレットを配布します。	継続	経済観光課
47		○男女の業務内容の格差の是正や女性だけが接遇で業務を中断されることがないように机の配置を見直し、職場におけるお茶くみや後片づけのルールなどを定める「マニュアル」を作成し実行するよう、市内事業者（主）に働きかけます。	継続	
—		【事業者（主）ができること】 ○男女雇用機会均等法を守り、男女平等の職場をつくれます。	継続	—

★積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会など委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などが実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

★間接差別：

外見上は、性中立的な規定、基準、慣行などが、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準などが職務と関連性がないなど合理性・正当性が認められないものを指します。（内閣府男女共同参画局の「男女共同参画関連用語」より引用）

(2) 女性の雇用の拡大

男女雇用機会均等法などの事業者への周知徹底を図り、女性が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような雇用機会の拡大をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
48	①職業能力の開発	【市が行うこと】 ○男女ともに雇用の幅を広くし、能力開発を図るため、資格や技能の取得についてのさまざまな情報を収集、提供します。	継続	経済観光課
49	②再雇用の支援	【市が行うこと】 ○多様な職種に対する個々の能力発揮の機会を提供するため、労働関係機関などと連携して再雇用支援のための情報の収集と提供に努めます。	継続	経済観光課
50	③「女性経済プログラム」などの実施	【市が行うこと】 ○「女性経済プログラム」*の実施を検討します。	継続	管 財 課
51		○補助金交付の条件で、両性の平等の取組を働きかけ、その実施報告をしてもらいます。	継続	財 政 課
52		○契約希望業者登録や入札参加に際して、当該事業者（主）に対し、両性の平等の取組を働きかけ、その実施報告をしてもらいます。	継続	管 財 課
—		【事業者（主）ができること】 ○女性を正規社員として積極的に雇用します。	継続	—

★女性経済プログラム：

女性の進出が少なくかつ給料が比較的高い業種の職業訓練を行い、そうした女性正（規）職員を一定比率以上雇用していることを入札資格の条件に入れ、安定して自立することが可能な収入を女性に保障する制度を言います。

(3) 待遇格差の是正

女性の労働が適正に評価されるよう、待遇改善について事業者への働きかけを充実します。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
53	①男女の所得格差の是正	【市が行うこと】 ○コース別人事、扶養手当・住宅手当の所得条項・契約者条項・世帯主条項の見直しなど、男女の所得格差を是正するための対策を検討するよう、市内の事業者（主）に働きかけます。	継続	経済観光課
—		【事業者（主）ができること】 ○男女の所得格差をなくします。	継続	—

(4) 労働相談の充実

労働者が性別により差別されることなく、それぞれの能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、就業相談や事業者への啓発の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
54	①就業相談の支援	【市が行うこと】 ○女性の就業における相談については、県の相談窓口を紹介します。また、関連する情報を収集し、提供します。	継続	経済観光課
55	②事業者（主）への働きかけ	【市が行うこと】 ○男女雇用機会均等法に位置づけられた苦情処理窓口を設置するように働きかけ、事業者（主）と相談者の実務研修への参加を働きかけ、また苦情解決への行動を支援します。	継続	経済観光課

2 正規雇用以外の働き方をしている人への支援

従来、パートタイムでの就労は、子育て期にある女性や子育てを終えた女性が主流となっていました。近年の雇用環境の変化により、正規雇用以外の働き方の姿が大きく様変わりしています。

特に、かつての就職氷河期といわれた状況をも上回る学校卒業予定者の雇用環境の悪化から、正社員として雇用される機会に恵まれず、やむなく非正規雇用を選択している場合も少なくありません。

こうした非正規雇用をめぐるのは、低賃金の問題や雇用形態の不安定さ、あるいはいわゆる“派遣切り”により雇止めや解雇などが発生し、極めて生活困難に陥りやすい状況に置かれてしまうこと、さらには経済的な不安定さのために結婚して家族を形成することへの障害がより大きくなっているなど、さまざまな問題が指摘されています。

このため、正規雇用以外の多様な働き方をしている人に対しては、自立した生活を続けられるよう、国・県の支援制度の周知を図り、それぞれが置かれた状況に応じた的確な支援策につないでいくことが求められます。

(1) 多様な働き方への支援

男女平等の視点に立った職業観や就労意識を高めるとともに、その能力を十分に発揮できるよう、職業能力の開発や相談体制の充実、適切な職業情報の提供など、雇用形態の多様化に応じた適切な支援をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
56	① 多様化する雇用形態に対する支援	【市が行うこと】 ○多様な労働形態に応じ、パートタイム労働法や労働者派遣法などの関連法や各種支援制度に関する情報提供を充実します。	◎新規	経済観光課 関係各課
57		○関係機関との連携を密にし、職業選択に関する情報提供や相談体制を充実します。	◎新規	

(2) 正規雇用以外の働き方をしている人の労働条件の改善

正規雇用以外の働き方をしている人が正規雇用者と対等な待遇の向上が図られるよう、事業者に対し啓発を行うとともに、非正規雇用者への関連法制度などの情報提供の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
58	① 正規雇用以外の働き方をしている人の労働条件の向上	【市が行うこと】 ○非正規雇用者の給料・休暇などに関し、正規社員と対等な待遇の向上が図られるよう、ILO第175号条約★の批准及び国内法の整備を国に働きかけると同時に、市非常勤職員の待遇を正規職員に比例して計算されたものにします。	継続	職 員 課 経済観光課
59		○パートタイム労働法の普及など事業者（主）への啓発を行います。	継続	経済観光課
60		○労働基準監督署・県労働関係機関など国・県との連携を深め、正規雇用者と平等に比較された給料・休暇など、労働条件の向上に努めるよう、事業者（主）に働きかけます。	継続	経済観光課
—		【事業者（主）ができること】 ○非正規雇用者の労働条件を正規雇用者に比例して計算されたものにします。	継続	—
61	②リーフレットの配布	【市が行うこと】 ○正規雇用以外の働き方をしている人の母性保護を含む諸権利をまとめた国や県が作成したリーフレットを、市内各事業所・施設に配るとともに、労働相談担当者に渡します。	継続	経済観光課

★ILO第175号条約：

「パートタイム労働者が、パートタイムで働いているという理由のみによって、時間、生産量又は出来高に比例して計算される基本賃金であって、同一の方法により計算される比較可能なフルタイム労働者の基本賃金よりも低いものを受領することがないことを確保するため、国内法及び国内慣行に適合する措置をとる。」（2011年2月現在、日本未批准）

(3) 家族経営における女性労働の評価

女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境整備の促進に努めます。また、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう技術・能力の向上への支援をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
62	①家族経営における女性労働の評価	【市が行うこと】 ○女性労働が適正に評価されるよう働きかけます。	継続	経済観光課
63		○家族経営協定*の存在を紹介します。	継続	経済観光課
—		【事業者（主）ができること】 ○従業員の労働を正當に評価し、生きがいや商品・サービス開発研究などを行います。	継続	—

★家族経営協定：

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。国の第3次男女共同参画基本計画では、農林漁業において女性の経営参画を促進し、経営全体の改善に有効な取組としてその普及推進をめざすことが位置づけられています。

3 女性の経済的自立の支援

少子高齢化の進行や経済・雇用環境の変化といった今日の経済社会環境の変化を背景に、世帯構造や家族形態が多様化する中で、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方や能力に応じた適正な処置の改善が経済の活性化に必要となってきます。

結婚や出産、介護などさまざまな理由で退職した女性をはじめ、起業や再就職をめざす女性がそれぞれの就労意欲に応じた就労が実現されるよう、女性が様々な分野にチャレンジする就労のために必要な技術・知識の習得などの支援を充実していくことが必要です。

また、多様化する家庭形態の中で、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、DV 被害者など様々な困難を抱える人たちが地域において安全で安心した生活が送れるよう支援します。

(1) 再就職・起業への支援

起業をめざす女性に対して、必要な知識・技術の習得に関する支援とともに、育児・介護などの理由により退職した人への再就職支援の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
64	① 女性の再就職と起業への支援	【市が行うこと】 ○「再就職自己再評価セミナー」など、女性の再就職及び起業に対し、必要なノウハウなどについての情報提供や講演会・研修会を開催します。	継続	経済観光課 社会教育課
65		○「国連マイクロクレジット年」*をきっかけに市における低金利小額融資のマイクロファイナンス*あるいは信用保証制度の創設を検討します。	継続	経済観光課

★国連マイクロクレジット年：

マイクロクレジット（信用貸付）とは、「貧困層や女性に少額の融資をして、生活向上や自立を促進する」方法です。

国連では、2000 年のミレニアム会議で、「2015 年までに世界の貧困を半減する」という目標が立てられました。そして 2005 年を「マイクロクレジット年」とし、それまでに「1 億世帯の最貧困家庭、とりわけ貧困女性に対して、自営のためのクレジットや他の金融、ビジネスサービスを提供する」というキャンペーンが開始されています。

★マイクロファイナンス（小規模金融）：

最近では貸付（クレジット）のみならず、貯蓄や保険など金融サービス全体（ファイナンス）を意味する「マイクロファイナンス（小規模金融）」という呼び方が一般的になっています。多くの場合、マイクロファイナンスは担保や保証人を求めない代わりに、利用者が小グループを形成する連帯責任制をとり、グループは定期的に会合を開き、ローンの受け手はその都度分割返済するのが特徴です。

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立支援のため、家庭生活支援員制度を周知するとともに、利用しやすい環境づくりを進めていきます。また、さまざまな生活課題に応じた相談や就労支援の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
66	①家庭生活支援員制度の整備	【市が行うこと】 ○家庭生活支援員を確保し、傷病・介護などの理由により、ひとりでの養育が困難なときに派遣します。また、利用者側の意向を踏まえ、できるだけ必要なときに必要なサービスが受けられるよう考慮していきます。	継続	子育て支援課
67		○制度を広く知らせ、利用を促します。	継続	子育て支援課
68	②ひとり親家庭のための就職支援	【市が行うこと】 ○ひとり親家庭のための適職発見自己再評価セミナーやパソコンを使ったエントリーシート・履歴書の書き方、面接の受け方などの案内などの支援をします。	継続	経済観光課 子育て支援課

(3) 高齢女性、障がいのある女性への生活支援の充実

さまざまな生活課題に直面している高齢女性や障がいのある人が安心して生活することができるよう、就労や社会参加の促進など生活支援の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
69	①障がい者雇用の促進	【市が行うこと】 ○市内の事業者（主）に対し、障害者法定雇用率の達成を呼びかけ、障がい者雇用を促進します。特に、障がいのある女性の就業に関し、職場環境や就労条件の平等の実現のため、事業者（主）に対する啓発を行います。	継続	経済観光課 障がい福祉課
70		○市において障害者法定雇用率の達成をめざします。	継続	職員課
71	②職域の拡大	【市が行うこと】 ○（株）パブリック・サービスの職域を、女性が働きやすいよう開拓・拡大するよう働きかけます。	継続	介護保険課
72	③福祉的配慮をした住宅の整備	【市が行うこと】 ○高齢女性、障がいのある女性などが、地域において住みやすく安全で安心な暮らしを送ることができるよう、市営住宅の建設において、福祉的配慮をした住宅を整備します。	継続	都市整備課

■数値目標：両性の就業割合が40～60%となることをめざす。

基本目標Ⅲ 家庭・地域活動と仕事の両立

1 家庭・地域活動と仕事との両立支援

少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中で、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった性別による固定的な役割分担意識をなくし、家族の一員として男女がともに協力しあい、責任を分かちあうことが重要です。

女性のあらゆる分野への社会参画を促進していくためには、家庭を大切にする考え方の重要性を一人ひとりが認識し、男性も家事や育児などの責任を積極的に共有していくことが必要であり、地域社会としてもそれを支える環境の整備に一層取り組んでいくことが必要です。

(1) 男性の家事・育児参加の促進

男女が家族の一員として責任を持ち、家事・子育て・介護などをともに担うことができるよう、男性への情報提供や知識・技術の習得機会の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
73	①男性の家事・育児参加の促進	【市が行うこと】 ○男性が家庭生活の知識や技術を習得する講座を開催します。（「男の料理教室」、男性保護者向けの離乳食講座や手遊び、体遊び、読み聞かせ講座、家庭介護講座など）	継続	子育て支援課 社会教育課 図書館
—		【市民ができること】 ○家事、育児、介護、看護について家族で話し合う機会をつくり、男性も必要な知識や実践力を身に付けて積極的に分担します。	継続	—

(2) 子育て支援の充実

男女が共に安心して子育てできるよう、子育て支援サービスや相談体制など、支援策の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
74	①母親両親教室の充実	【市が行うこと】 ○子育てへの男女共同参画をテーマとした講座を開催します。	継続	子育て支援課

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
75	②子育て支援サービスの充実	【市が行うこと】 ○子育てを男女がともに担うための啓発や、多様な生活形態を支えるための子育て環境の整備など、具体的に対応できる複合的なサービスを実現します。	継続	子育て支援課
76		○特定保育事業、乳児保育の充実、育児相談、延長保育、休日保育、一時保育を実施します。	継続	保 育 課
77		○『次世代育成支援行動計画後期計画』と連携し、児童・青少年の居場所づくりや放課後児童クラブ（学童クラブ）の推進に取り組むとともに、共育の視点から関係部署や関係機関と連携し、障がいの有無にかかわらずすべての子どもを受け入れる環境づくりを推進します。	継続	保 育 課 学校教育課 児童青少年課
78		○『逗子市福祉プラン』や『地域福祉活動計画』（社会福祉協議会）と連携します。	継続	社会福祉課
79		○障がい児（者）を持つ保護者が働き続けられる環境を整備します。	継続	保 育 課
80		○ひとり親家庭への支援を行います。	継続	子育て支援課
81		○小・中学校において、食育の観点から安全で栄養バランスのとれた昼食を確保します。	継続	学校教育課
—		【市民ができること】 ○各種支援サービスを積極的に活用し、あきらめずに仕事と家庭の両立をめざします。	継続	—

(3) 介護支援・福祉サービスの充実

支援を必要とする高齢者や障がい者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、周囲の理解の深化やサービス提供基盤の充実を図り、地域ぐるみでの支援をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
82	①固定観念の是正および福祉サービスの充実	【市が行うこと】 ○若年時からの意識啓発や教育、男性の福祉人材の育成、在宅福祉サービスの整備・充実など、「介護、介助、看護は女性の仕事」という固定観念を是正し、個々の生活状況に応じて支援が受けられるようサービスの充実を図ります。	継続	障がい福祉課 介護保険課 学校教育課
83	②介護・高齢者福祉サービスの充実	【市が行うこと】 ○地域包括支援センター機能の充実、介護保険サービスの充実、家族介護支援のためのサービスの充実、また障がい者の居宅生活支援の拡充を図り、利用しやすい体制を整えます。	継続	介護保険課 障がい福祉課

(4) 男性の地域活動への参加の促進

男性に対して地域の一員としての自覚を高めるとともに、一人ひとりが地域での役割を積極的に担っていけるよう情報提供や相談体制の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
84	①男性の地域活動を促進するための情報提供と相談体制の充実	【市が行うこと】 ○ボランティア活動やNPO活動をはじめ地域のさまざまな団体活動に関する情報提供を充実します。	◎新規	市民協働課 社会福祉課
85		○地域活動への参加を希望する男性が気軽に相談できるよう窓口の充実を図るとともに、参加希望者と団体などを相互に結びつける体制の充実を図ります。	◎新規	

2 両立を可能にする労働環境の整備

パートタイムや派遣労働、在宅勤務など、就労形態が多様化している中、女性が仕事と家庭生活を両立できるよう支援していくためには、それぞれの職務や能力に応じた職業選択ができ、育児休業などの制度が取得しやすい職場環境を一層整備していくことが必要です。

年齢や性別にかかわらず、一人ひとりの多様な生き方が尊重され、仕事と調和させながら、家庭や地域生活においても子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択できることをめざす考え方を「仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）」といいます。

これは単に個人の生き方だけでなく、企業活動においても優秀な人材の確保と定着、生産性の向上といった相乗効果が期待されています。

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発

これまでのような男性中心の働き方や女性への家事・育児負担の偏重を見直し、それぞれのライフスタイルに応じて仕事と生活のバランスの取れた柔軟な暮らし方が実現されるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図り、さまざまな主体が連携した一体的な取組をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
86	①労働時間短縮の促進等	【市が行うこと】 ○男女ともに働きながら家族責任も果たし、地域活動に参加することを支援するため、ゆとりある職場環境をめざし、事業者（主）への啓発を図ります。 [就業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除、フレックスタイム制、家族看護休暇、失効年休積み立て制度、配偶者の転勤に伴う休業、ボランティア休暇、研修休暇、リフレッシュ休暇、療養休暇、メモリアル休暇、更年期通院休暇、在宅勤務などの検討・実施]	継続	経済観光課
87		○国内外の先進例を示し、啓発を行っていきます。	継続	経済観光課
—		【事業者（主）ができること】 ○労働時間の短縮を行います。	継続	—

(2) 男女の育児・介護・看護休業取得の促進

事業者や雇用者への「育児・介護休業法」★などの周知徹底に努め、男女が取得しやすい職場環境づくりをめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
88	① 育児・介護・看護休業取得の促進	【市が行うこと】 ○事業者（主）や人事・労務担当者にセミナーを実施することにより、男女の労働者が仕事と育児または介護、看護の両立をしやすい環境を整備します。 [市において「パパ・クォータ★」の導入、育児・介護・看護休業取得の推進と保障]	継続	経済観光課 職員課 生活安全課
89		○市の資金運用先を選定する場合、ファミリー・フレンドリーな事業者（主）★かどうかを考慮するよう検討します。	継続	会 計 課 財 政 課
90		○休業者の代替要員の確保費用の補助を検討します。	継続	経済観光課
—		【事業者（主）ができること】 ○育児・介護休業法などの法律を守り、働く男女の家庭生活に配慮します。また、休業の取得などにより労働者が不利益を受けないようにします。	継続	—
—		【市民ができること】 ○就労環境の整備を企業に働きかけます。	継続	—

★育児・介護休業法：

「子育て期間中の働き方を見直し、仕事を続けやすい仕組みづくり」とともに、「父親も子育てができる働き方の実現」を目指し、育児・介護休業法が平成 21 年 6 月に改正（平成 22 年 6 月施行）されました。

これにより、子育て期の短時間勤務制度が義務化されたほか、配偶者が専業主婦（夫）や、育児休業中の場合であっても、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。また、妻の出産後 8 週間以内に父親が育児休業を取得した場合、育児休業の再度の取得を認める特例などが設けられました。

★パパ・クォータ：

1 人の子どもに関し、育児休業の一部を必ず父親が取るように割り当て、義務化することを行います。妻が専業主婦である場合、また産休中である場合も、少なくとも子どもが生まれてから 8 週間までは、男性も育児休業をすることができます。

★ファミリー・フレンドリーな事業者（主）：

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業を言います。

(3) 事業者（主）への支援

家庭生活と仕事との両立を支援する職場環境づくりが進められるよう、事業者への支援の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
91	①男女の雇用均等とワーク・ライフ・バランスの実現をめざす企業の紹介	【市が行うこと】 ○厚生労働省が実施している「均等・両立推進企業表彰★」などの情報を提供し、男女の雇用の均等とワーク・ライフ・バランスの実現をめざしている事業者（主）の取組を紹介します。	継続	経済観光課

★均等・両立推進企業表彰：

厚生労働省が平成11年度より実施してきた「均等推進企業表彰」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を平成19年度に統合したもので、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」または「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的とします。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を実現するための意識改革

1 男女平等意識の啓発

本市がめざす男女共同参画社会を実現していくためには、広く市民一人ひとりの男女平等意識を一層育んでいく必要があります。

これまで啓発事業などを通じて男女平等意識の醸成に取り組み、市民意識調査結果にも示されるように、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面でその意識は次第に浸透していますが、依然として固定的な性別役割分担意識や男女間の不平等感が根強く残っているのが現状です。

このため、今後も広報やホームページなどを活用した周知活動を充実するほか、家庭・地域・職場・学校などでの啓発活動を実施し、市民各層の意識づけとなる取組が必要です。

(1) 男女平等意識の啓発活動の推進

慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女の対等な関係を築けるよう、学習会や講座などを充実し、市民の男女平等意識の浸透をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
92	①学習会・講座等の充実	【市が行うこと】 ○男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、意欲や希望に沿って個性と能力を発揮できる社会を実現するために、男女平等意識をあらゆる分野において啓発していきます。	継続	生活安全課 社会教育課 関係各課
93		○男女平等意識を深める講演会・映画会・講座などを開催し、講座ではロールプレー方式などを取り入れ、啓発していきます。	継続	生活安全課 社会教育課
—		【市民ができること】 ○学習会や講座などに積極的に参加します。	継続	—

■数値目標：「市民意識調査」結果において「平等」と感じる市民の割合が50%になるようにする。

(2) 性別による役割分担意識の是正

男女共同参画を推進する意義について市民の理解を深め、家庭や社会に今なお残る性別による固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
94	①啓発活動の推進	【市が行うこと】 ○「男は仕事、女は家庭」という性別役割意識を是正し、男女が家庭・仕事・その他の活動など調和を持って行える男女共同参画の考え方への理解が浸透するように、意識啓発を行います。	継続	生活安全課 社会教育課
95		○育児休暇・介護休暇制度を男女の別なく活用できるよう、情報提供とパンフレットやポスターなどで、啓発活動に努めます。	継続	経済観光課
—		【市民ができること】 ○休暇制度を積極的に利用します。	継続	—

■数値目標：「市民意識調査」結果において、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が30%以下になるようにする。

2 男女平等に向けた教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市民各層に対する教育や学習の機会の充実を図り、固定的な性別役割分担意識をなくし、ジェンダー意識を是正した男女平等意識の形成が不可欠であり、「教育」が果たす役割は極めて重要です。

家庭や地域で協力し、あらゆる人々が、男女の対等な生き方の尊重やあらゆる分野への社会参画の必要性について理解を深め、男女平等の社会を実現していくためには、ライフステージに応じた多様な学習機会が提供されることが必要です。

(1) 幼児教育・学校教育における推進

すべての人がその生き方を等しく尊重される社会の実現に向け、人権や男女平等に関する教育の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
96	①教職員の意識啓発	【市が行うこと】 ○市内小・中学校の教職員対象に、性別にとらわれない個人の人権を基盤にした人権教育を徹底する研修を行い、教職員の男女平等意識の啓発に努めます。	継続	学校教育課
97	②人権に基づく性教育の実施	【市が行うこと】 ○人権を尊重し、男女共同参画への理解を深める人権教育を実施します。また、そのための補助教材の作成を支援するための資料を市内の小・中学校に配布します。	継続	学校教育課
98		○性を人権としてとらえ、誰もが互いの生と性を尊重し合い、性の自己決定能力を育てる性教育を実施します。	継続	学校教育課
99		○CAP*など自己防衛能力を高めるための講習会を開催し、『次世代育成支援行動計画』とも連携します。	継続	社会福祉課 学校教育課
100	③人材の養成	【市が行うこと】 ○性教育啓発講座を企画し、実施できる人材を養成します。	継続	学校教育課 社会教育課
101	④相談窓口の徹底	【市が行うこと】 ○市内の学校や教育研究所における相談員に、性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等意識を高める研修を実施し、相談窓口における男女平等を徹底します。	継続	学校教育課

★CAP：

アメリカで開発された、子どもが暴力から身を守る力を身につけるためのプログラム。

エンパワーメント、人権意識、コミュニティをスローガンに、護身技術だけでなく人権擁護、意志表現力を鍛えます。

(2) 社会教育における推進

「いつでも、どこでも、だれでも」の理念のもと、女性だけでなく男性も積極的に参加できるよう学習機会の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
102	① 平等意識の啓発	【市が行うこと】 ○民生委員児童委員・保護司・青少年指導員など、地域社会の人材の協力を得て、男女共同参画の視点から平等意識を高めます。	継続	生活安全課 社会福祉課 児童青少年課
103		○「男女平等川柳」など市民参加による事業を通じて広く市民の平等意識の啓発を図り、幼児教育や学校教育、社会教育の現場で活用します。	継続	生活安全課 社会教育課
104	② 法制度の周知	【市が行うこと】 ○「夫婦財産別有用制*」など、身近な生活に関わる民法、社会保障法、労働法、税法上の諸制度に関する講演会を開くなど、法制度の周知に努めます。	継続	生活安全課 社会教育課 関係各課
105	③ 図書館の充実	【市が行うこと】 ○市内図書館に男女共同参画に関する図書コーナーを設置します。また、女性学・女性史の図書の充実を図ります。	継続	図 書 館
106	④ 地域女性史の掘り起こし	【市が行うこと】 ○地域の歴史を編纂するに当たっては、男女共同参画の視点を導入し、あわせて地域女性史の掘り起こしを行う民間グループの支援をします。	継続	生活安全課
107	⑤ 市職員への研修	【市が行うこと】 ○市職員を対象に男女平等意識啓発の研修を行い、全員が研修に参加するとともに、啓発・行動ができる人材を育成します。	継続	職 員 課

★夫婦財産別有用制：

日本では基本的には夫婦別財産制を採用していると言われます。夫婦の財産関係は、婚姻届出前に夫婦財産契約（民法第756条）を締結しない限り、民法第762条の別産制の原則により、次の例外を除き、それぞれの名で得たものは、当人の特有財産とみなされます。

- ・夫婦のいずれに属するか明らかでない財産・・・共有の推定
- ・家計に組み入れたもの・・・・・・・・共有

☆具体的には個々の状況によって異なるので、専門家に相談しましょう。

(3) 個々のあり方を大切にする家庭環境づくり

共働き世帯やひとり親世帯、あるいは高齢者夫婦世帯や高齢者独居世帯の増加など、家族の形態が多様化している状況を踏まえ、さまざまな家族形態に対する市民の理解の深化や個人尊重の意識高揚をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
108	① 市民への啓発	【市が行うこと】 ○個々人の生き方を尊重するため、家庭における男女平等をテーマにしたポスターを作成し、公共の場所に張り出して、市民への啓発に努めます。	継続	生活安全課
109	② コンクールの実施	【市が行うこと】 ○家庭をテーマにした作文コンクール、絵画コンクールを、男女共同参画社会の視点で実施します。	継続	生活安全課 社会教育課
110	③ 男性のための家庭教室	【市が行うこと】 ○男性を対象とする家庭教室（料理・育児・介護・看護の勉強会）を地域ごとに開催します。また、男性向けの育児テキストを作成し、配布します。	継続	子育て支援課 介護保険課 社会教育課
111	④ 状況的弱者への支援	【市が行うこと】 ○市民に対し、状況的弱者（妊婦、子連れ、傷病者など）に対する意識の啓発を行います。	継続	生活安全課 社会教育課
112		○状況的弱者を積極的に支援し、公共的施設において必要な配慮を行います。	継続	各施設管理者
113	⑤ 相談窓口の充実	【市が行うこと】 ○家庭相談・女性相談の窓口を常設し、性別による考え方にとらわれない、人権を基盤にした男女平等の立場で相談に応じる相談員を配置します。また、必要に応じて専門家の応援を要請します。	継続	生活安全課 子育て支援課

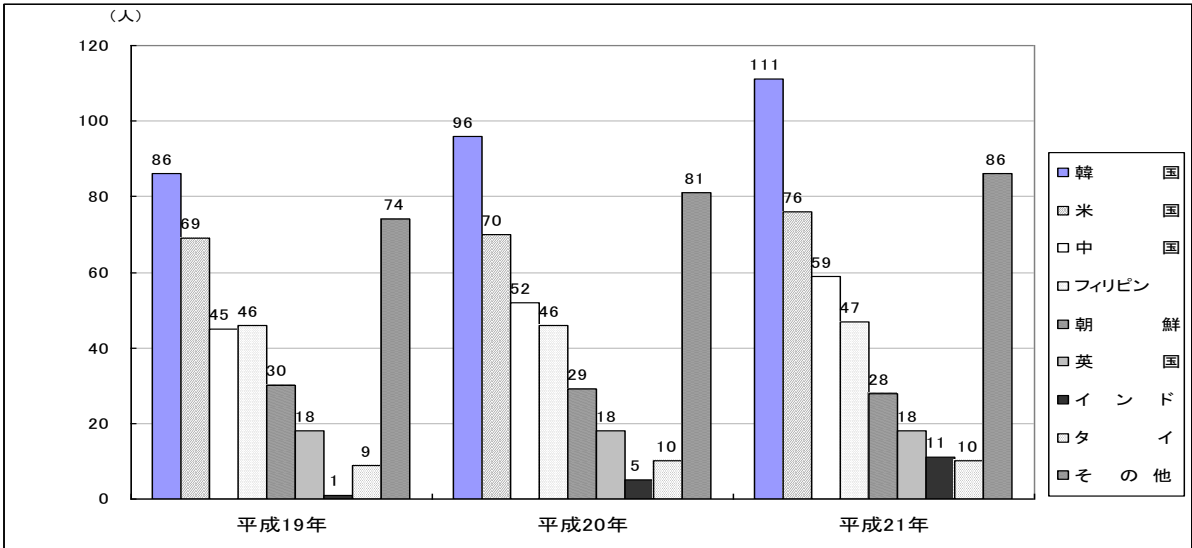
3 国際理解と男女共同参画

男女共同参画の考え方や、人権侵害となる女性に対するあらゆる差別的行為の解消に向けた取組は、国際的な動きに連動して進められてきました。

このため、人権や性にまつわる諸々の問題及び国際社会の課題や取組について広く市民の理解と関心を深める機会を充実していくとともに、市民一人ひとりが認識していく必要があります。

また、人身売買や人身取引など外国人女性の人権侵害に対しては、関係機関との連絡調整など必要に応じた対応が求められます。

◆ 主要国別にみた外国人登録者数の推移



資料：統計ずし

(1) 国際的な女性の人権問題への理解

国際的な女性の人権問題への理解と意識啓発に努めます。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
114	①講座の開設やパンフレットの作成	【市が行うこと】 ○国際的な女性の人権問題への理解を深めるため、講演会・映画会やワークショップを開催します。	継続	生活安全課 社会教育課
115		○日本国内における人身売買*や買春をなくすため、パンフレットの作成など、啓発に努めます。	継続	生活安全課 児童青少年課

★人身売買：

2003 年 6 月のアメリカ合衆国国務省の「人身売買に関する年次報告書」で、日本は人身売買を防止する基準を満たしていない人身売買監視対象国とされました。

人身売買とは、搾取を目的に人を募集、移送、収受することを言います。その典型的なやり方は、金銭が必要で切迫している人をターゲットに、ブローカーが待遇のよい仕事や研修などを約束して接近し、目的国に送り込みます。そして目的地に着くと、ブローカーの利益に加え旅費が借金とされ、利子や住居・食糧費などがそれに上乗せされ、その返済を迫られます。被害者を服従させるためには暴力、拷問、強姦、脅迫が用いられ、逃亡を阻止するために旅券が取り上げられたりします。搾取には、売春その他の性的搾取、強制労働、奴隷またはこれに類する行為、隷属または、臓器摘出を含みます。

2004 年、日本は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を経て「人身取引対策行動計画書」を発表。その後 2005 年に人身売買罪を創設し人身売買監視対象国からはずされはしましたが、まだ人身売買に関する国連での議定書を批准していませんし、人身売買は減少しているとは言えません。加害者処罰と被害者保護は一体のもので、予防、被害者の支援・救済・人権保護が必要とされています。

（２）市内在住外国人への支援

地域に暮らすすべての人がともに男女共同参画社会の実現にかかわることができるよう、市内在住外国人に対する支援や事業の推進をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
116	①相談者への支援	【市が行うこと】 ○市内に住む外国国籍の人向けに、男女平等や女性の人権に関するパンフレットを作成します。また情報提供を行い、相談者の支援を行います。	継続	生活安全課
117	②市内在住外国人との交流機会の拡充	【市が行うこと】 ○市内に住む外国国籍の女性と日本国籍の女性が、男女平等意識や家庭における男女平等をテーマに交流できるワークショップを開催します。	継続	市民協働課 生活安全課 社会教育課
118		○市内に住む外国国籍の人と日本国籍の人との交流を行い、男女共同参画と平和の推進に取り組みます。	継続	市民協働課 生活安全課 社会教育課

基本目標Ⅴ 女性のエンパワメントによる男女共同参画

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

わが国の政治及び経済への女性の参画程度を示す「ジェンダー・エンパワメント指数（GME）」において平成21（2009）年には測定可能な109カ国中57位と低位な状況です。国では、政策・方針決定の場への女性の参画をさらに促進していくため、「2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待し、各分野における取組を促進する」としています。

本市では、審議会などへの女性登用率が平成22（2010）年4月現在で32.0%と国の水準には達しているものの、市の要綱で定めた登用率の目標である40%を達成できるよう、推進していきます。

また、事業者や市民団体活動などにおける方針決定過程への女性の参画を促進するため、啓発活動の充実や女性の人材育成への取組を充実することが求められます。

（1）意思決定の場への参画促進

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、各種審議会などへの女性の一層の参加促進を図ります。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
119	① 審議会等への女性の参加促進	【市が行うこと】 ○政策・方針決定の場での男女共同参画を推進するために、「逗子市の審議会などへの女性の参加促進に関する要綱」に基づき、女性の参加促進を積極的に図ります。	継続	企画課 生活安全課 全 課

■数値目標：どちらかの性が40%未満にならないようにする。

（2）人材の育成

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるよう、そのための多様な能力を養成する学習機会や関連情報の充実をめざします。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
120	①人材育成のための研修機会の充実と参加の促進	【市が行うこと】 ○『女と男のセミナー』などを具体的なワークショップ形式にし、回数を増やすなど、継続的な計画を立て、人材の育成に努めます。	継続	生活安全課
121		○『女と男のセミナー』などの企画に当たって、市民からの意見を集めます。	継続	生活安全課 社会教育課
122		○主催事業の企画など市民参加方式で市民と連携して行います。	継続	生活安全課 市民協働課 社会教育課
123		○各課主催の各講座について、女性のエンパワーメントのための研修機会の充実及び参加の促進を図ります。	継続	市民協働課 社会教育課
124		○若い年齢層の男女が多く参加できる環境の整備のため、開催曜日や時間の工夫や託児・保育制度の導入などを図ります。	継続	生活安全課 関係各課
125	②人材リストの活用	【市が行うこと】 ○男女共同参画の推進に関わる個人・団体、専門家を登録した「人材リスト」を作成し、各課にも提供して、市の審議会・委員会の委員への推薦や情報の相互提供、また県作成の「女性人材情報」などの活用をしていきます。	継続	生活安全課

(3) 地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進

地域組織・団体などの活動における方針決定過程への女性の参画を促進するため、多くの機会をとらえ、情報の提供や啓発を図ります。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
126	①自治会等の方針決定の場への女性の登用	【市が行うこと】 ○自治会などの方針決定の場へ女性が登用されるように要望します。また、そのための相談、情報提供を行います。	継続	生活安全課

■数値目標：地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が40%以上になるようにする。

2 行政への女性の参画促進

本市では、男女共同参画社会の理念に沿って、女性職員の能力や意見があらゆる分野に活かされるよう、努めてきましたが、今後も、男女共同参画社会の実現に向け、市がこれを先導する役割を担うという認識を深め、職員の意識改革や研修機会の充実とともに、女性の職域拡大や企画立案の場への参画、管理職への登用などに率先して取り組んでいく必要があります。

(1) 男女共同参画支援担当所管課の強化・充実

男女共同参画行政を一体的、効果的に推進するため、専管部署の設置を引き続きめざすとともに、男女共同参画行政に対する市民の意見の把握に努めます。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
127	①男女共同参画行政の推進	【市が行うこと】 ○「女性行政専任担当」を「男女共同参画専任担当」とし、男女共同参画行政の推進を図ります。また、機構改革の際に、男女共同参画行政を専管事項とする所管部署を、全体を把握できる部へ設置するよう働きかけます。	継続	生活安全課 総 務 課
128		○男女共同参画に関する市民意識調査を行うと同時に、市内のさまざまな分野においてジェンダーに基づいた統計を資料として集めます。	継続	生活安全課
129	②男女共同参画行政への市民の声の反映	【市が行うこと】 ○男女共同参画行政に市民の声を反映しやすくするため、「男女共同参画推進フォーラム」を実施し、その内容の充実を図ります。	継続	生活安全課

(2) 市職員・職域における男女のバランスの確保

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や適正な人事評価により、市における女性職員の管理職への登用や職域拡大を推進します。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
130	①女性職員の登用	【市が行うこと】 ○男女共同参画による市政運営を推進するため、「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）を積極的に活用し、女性職員を管理監督者へ登用します。また、あらゆる職域における男女のバランスを確保します。	継続	職 員 課

■数値目標：市の女性職員の割合が40%となるようにする。管理職の女性の割合が30%を超えるようにする。

3 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進

自治会などの地域活動では、女性の参加が多く、意思決定過程にも女性の意見が反映されるようになってきたほか、女性リーダーの登用も進んでいますが、さまざまな地域活動の中には固定的な性別役割分担が完全に解消されていない面も残されています。

また、近年では福祉分野を中心にボランティア活動やNPO活動などの市民活動も活発化し、市民によるネットワークも成長しつつあります。

こうした市民活動は、市民との協働によるまちづくりを進める上でも重要な役割を担うものであり、福祉分野に限らず、子育てや青少年育成などまちづくりの多くの分野で活動が広がっていくことが期待されています。

このためには、男女共同参画の視点から、女性だけでなく、男性の地域活動への参画を促進する取組を充実するとともに、諸活動の相互連携や市との協働を視野においた効果的な情報提供や交流機会の提供などの支援策が必要となってきます。

(1) 活動における男女のバランスの確保

男女がともに参加しやすい環境づくりや啓発活動により地域活動の参加を促進します。

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
131	①地域活動における男女平等な共同参画の促進	【市が行うこと】 ○男女が均等に地域活動に参画し、ともに活動を担うための啓発を行います。 [啓発誌の発行、男女共同参画講座、市民団体への啓発など]	継続	生活安全課 関係各課
132	②男女が参加しやすい講座の開催	【市が行うこと】 ○働く男女が参加しやすい曜日や時間を設定した講座を開催します。	継続	生活安全課
133		○保育つき講座の開催をします。施設の新築や改築時に施設内保育スペースを設置するよう検討します。	継続	生活安全課 社会教育課 関係各課
134	③事業者（主）への啓発	【市が行うこと】 ○地域活動への理解を促進するため、事業者（主）に対し、啓発を行います。	継続	経済観光課

(2) 活動拠点の整備

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
135	①活 動 の 場 の 整 備・充 実	【市が行うこと】 ○地域活動への積極的参加を促すため地域活動センターなど活動の場の整備・充実を図ります。 〔管理者の常駐、利用の仕方の工夫、利用グループの登録推進と常時利用グループへの便宜供与（ロッカー利用など）、保育・託児制度の確保、育児関連設備（おむつ替え台など）・バリアフリー対策設備の充実など〕	継続	市民協働課 関係各課
136	②他市の施設との連携	【市が行うこと】 ○相互利用の協定を結び、他市の活動拠点施設の情報提供や宣伝を行って利用を促進します。	継続	生活安全課

基本目標Ⅵ 推進体制の強化

1 市民との協働体制の充実

後期基本計画に掲げる施策を実効性あるものとするためには、「行政主導」から「市民との協働」による一体的な取組へと転換していくことが重要であり、本市がめざす男女共同参画社会の理念や目標を市民が共有し、地域一体となった取組を進めるため、前期基本計画に掲げた「男女共同参画プランネットワーク」の実現を図っていく必要があります。

また、市民の男女平等参画への意識を広く高めていくと同時に、男女共同参画に関わる施策などの情報や活動手段の提供を充実していきます。

(1) 男女共同参画プランネットワークの設置

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
137	①男女共同参画プランネットワークの設置	【市が行うこと】 ○男女共同参画プランを推進する活動をしているグループの登録を進め、「男女共同参画プランネットワーク」を設置します。	継続	生活安全課
138		○ネットワークの支援をし、活動手段と活動の場を提供します。	継続	生活安全課
—		【男女共同参画プランネットワークが行うこと】 ○代表者は、ずし男女共同参画プラン推進会議に委員として参加します。 ○ずし男女共同参画プランの推進施策の実施に協力し、その進捗状況に対して意見を述べます。	継続	—

(2) 積極的参画への支援

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
139	①積極的参画への支援	【市が行うこと】 ○女性のエンパワーメントや男女共同参画に関心を持つ市民（個人・団体）に情報を提供し、活動手段を提供します。	継続	生活安全課 関係各課

2 推進体制の整備と実効性の確保

ずし男女共同参画プランの前期基本計画の実施に当たっては、有識者や一般市民からなる「ずし男女共同参画プラン推進会議」を設置し、第三者的な立場から計画の進行管理を行ってきました。

また、市の関連部署との施策連携を確保するため、「逗子市男女共同参画連絡調整会議」を設置し、分野横断的な調整を行うとともに、毎年度それぞれの所管課による施策の進行管理を行ってきました。特に、「ずし男女共同参画プラン推進会議」と「逗子市男女共同参画連絡調整会議」との連携を図り、定期的に施策・事業に関わる意見交換会を行うなど、独自の進行管理が定着しているため、後期基本計画においても、進行管理のシステムを維持し、すべての分野にわたって実効性ある施策・事業が総合的に推進されることが重要です。

(1) ずし男女共同参画プラン推進会議の推進

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
140	①ずし男女共同参画プラン推進会議の推進	【市が行うこと】 ○男女共同参画に関する様々な意見を聴取するため、市民や男女共同参画に関し知識経験を有する者、関係団体、男女共同参画プランネットワークの代表者をメンバーとした推進会議を開催し、男女共同参画プランの推進を図ります。	継続	生活安全課
—		【ずし男女共同参画プラン推進会議が行うこと】 次のことについて、意見交換、検討を行います。 ○ずし男女共同参画プランの評価基準の設定、見直し ○ずし男女共同参画プランの推進 ○男女共同参画推進に関する講座の企画 ○ずし男女共同参画プランの進捗状況	継続	—

(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議の推進

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
141	①逗子市男女共同参画連絡調整会議の推進	【市が行うこと】 ○ずし男女共同参画プラン推進会議との意見交換により、市の担当各課から報告された進捗状況を全体的に評価し、事業の見直しなどを行います。	継続	生活安全課

(3) 担当課による推進と報告

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
142	①担当課による推進と報告	【市が行うこと】 ○市の担当課が男女共同参画プランの事業を推進するための目標を設定し、その実施に努め、半年ごとに進捗状況を取りまとめ、推進会議に報告します。	継続	生活安全課

(4) 計画の推進と評価

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
143	①計画の推進と評価	【市が行うこと】 ○毎年度計画の進行状況を把握し、市長は市民に対し評価・公表します。 ・推進状況の把握 ・評価システムの開発・整備 ・年次報告書の作成と公表	継続	生活安全課
144		○市民の意見箱を設置し、意見の反映に努めます。	継続	生活安全課

3 男女共同参画条例の制定

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
145	①男女共同参画条例の検討	【市が行うこと】 ○男女平等に関する基本条例のあり方を検討し、条例制定をめざします。	継続	生活安全課

4 男女共同参画支援センター（仮称）の設置

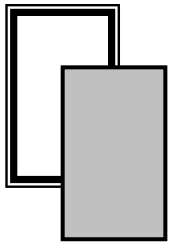
No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
146	①男女共同参画支援センター（仮称）の設置	【市が行うこと】 ○男女共同参画社会の実現に向けた活動の場・女性のエンパワーメントのための場などとして、「男女共同参画支援センター」（仮称）の設置について具体的に検討します。	継続	生活安全課

5 男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応

No	具体的施策	内 容	区分	関係部署
147	①男女共同参画施策に関する苦情への適切な対応	【市が行うこと】 ○男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民や事業者から苦情の申出があったときは、苦情処理委員による適切・迅速な処理を行います。男女共同参画を理解した委員からなる、男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについて申し出を処理する機関を設置します。	継続	生活安全課
148		○男女共同参画を阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などの申請をしやすい環境づくりをします。	継続	生活安全課
149		○申し出た人の情報を保護し、2次被害が起きないように取り計らいます。	継続	生活安全課
—		【苦情処理機関が行うこと】 ○男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについての申し出があった場合、速やかに会議を開き検討します。 ○申し出は、当事者のみならず、第三者の申し出についても、同様に扱います。 ○申し出た人の情報を保護し、2次被害が起きないように取り計らいます。 ○申し出を確認するための調査が必要な場合には実施します。 ○検討結果に基づいて、助言、指導、是正の要請及び意見の表明を行います。 ○ずし男女共同参画プラン推進会議と連携をとります。	継続	—
—		【市民ができること】 ○逗子市を男女共同参画のまちにするために積極的に活動に参加します。 ①地域活動に積極的に参加します。 ②男女共同参画のために活動します。 ③市民公募委員へ応募します。 ○この計画の進み具合をチェックします。 ①評価アンケートに参加します。 ②男女共同参画社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などを見つけたときには、苦情処理機関に申し出ます。	継続	—

【後期基本計画における数値目標一覧】

No.	目標を設定する施策の内容	後期基本計画の数値目標
①	【基本目標Ⅱ】 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援 3－(3) 高齢女性、障がいのある女性への生活支援の充実	両性の就業割合が 40～60%となることをめざす。
②	【基本目標Ⅳ】 男女共同参画社会を実現するための意識改革 1－(1) 男女平等意識の啓発活動の推進	「市民意識調査」結果において「平等」と感じる市民の割合が 50%になるようにする。
③	1－(2) 性別による役割分担意識の是正	「市民意識調査」結果において、「男は仕事、女は家庭」に「賛成」「どちらかといえば賛成」と答える市民の割合が 30%以下になるようにする。
④	【基本目標Ⅴ】 女性のエンパワーメントによる男女共同参画 1－(1) 意思決定の場への参画促進	どちらかの性が 40%未満にならないようにする。
⑤	1－(3) 地域組織・団体等の方針決定の場への参画促進	地域団体などに対し、役員・リーダーとして女性がより登用されるよう働きかけをし、女性の割合が 40%以上になるようにする。
⑥	2－(2) 市職員・職域における男女のバランスの確保	市の女性職員の割合が 40%となるようにする。 管理職の女性の割合が 30%を超えるようにする。



第4章

プランの推進と国・県への要望

1 推進体制

この計画を総合的、効果的に推進していくため、推進体制の一層の充実に努めます。

(1) ずし男女共同参画プラン推進会議

本プランの総合的な推進を図るため、市民・男女共同参画を推進する団体及び男女共同参画に広く見識を持つ人などをメンバーとした「ずし男女共同参画プラン推進会議」を開催し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野からの意見の聴取に努めます。

また、プランの着実な進行を図るため、庁内組織である「逗子市男女共同参画連絡調整会議」との意見交換、ヒアリングなどを適宜実施します。

(2) 逗子市男女共同参画連絡調整会議

男女共同参画社会の実現に向けた実効ある施策・事業を推進していくため、「逗子市男女共同参画連絡調整会議」を置き、全庁的な取組として、相互調整機能を高めるとともに、分野横断的、体系的な取組を確保します。

この連絡調整会議は、男女共同参画行政に関わる総合企画及び調整とともに、各関連部署での毎年度の進捗状況を的確に把握するよう努め、「ずし男女共同参画プラン推進会議」の意見を踏まえ、計画の進行管理を適正に行います。

また、男女共同参画社会基本法第15条に規定する男女共同参画社会形成への「配慮義務」を中心的に担う機関と位置づけます。

(3) 市 長

市長は、本プランを推進します。推進に当たっては、プランの基本目標ごとにその成果を毎年度、市民に公表します。市長は、本プランの推進のための予算措置を講じます。

(4) 苦情処理機関

男女共同参画に関する施策についての苦情処理機関の設置については、他の関連事業との整合を図りながら引き続き検討を進めます。

(5) 広域的な協力体制

市は、DVをはじめとする諸問題について、他市町村との連携を図り支援、情報交換をはじめ、男女平等、男女共同参画行政推進のための広域的な協力体制の確立を図ります。

2 プランに基づく事業実績の評価

本プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランの進捗状況を確認・評価し、市広報紙やホームページなどを通じて市民に定期的に公表・報告していく必要があります。

(1) 担当課による目標設定・自己評価

本プランの各施策・事業について、市の担当課がそれぞれプランに基づく5年計画を設定します。そして、毎年度ごとの目標の実施に努め、半年ごとに進捗状況を取りまとめて生活安全課へ伝達します。

(2) 評価

各担当課から出てきた5年計画を取りまとめます。また、毎年度の進捗状況のまとめについて、評価を行います。

(3) 市民への公表

進捗状況の年次報告書を作成し、意見を付して市長に提出します。
市長は、これを市民に公表します。

(4) プランの最終評価・最終報告

計画期間終了時（10年目）において、本プランの最終評価・最終報告を行います。

3 国と県への要望

市は次の項目について、国・県への働きかけを行います。

(1) 国への要望

○施策・方針決定の場への男女共同参画について

- ・国会議員の男女比率の著しい不均衡の是正のために選挙制度を含む積極的改善措置の実施を求めます。

○就業の分野について

- ・「多様な働き方」が労働条件の不平等をもたらすことがないように求めます。
- ・国内法を整備し、ILO第175号（「パートタイム労働者の均等待遇」）条約の批准を求めます。

○社会保障制度等の見直しについて

- ・一人ひとりが自分らしい生き方を選択できるよう、性別によって結果の不利益を受けないよう社会保障制度の世帯単位から、個人単位への移行とセーフティネットの整備を求めます。

○結婚制度に伴う不平等について

民法上における次の結婚制度の不平等の是正を求めます。

- ・女性の結婚年齢の引上げ（男性と平等に18歳にする）
- ・女性の再婚禁止期間の廃止
- ・選択制夫婦別姓の導入
- ・婚外子差別の廃止
- ・婚姻間に得た財産の平等配分

○性に対する暴力について

人間の尊厳・人権の尊重の観点から、次の法改正・整備を求めます。

- ・人身売買加害者・買春者の処罰
- ・人身売買の被害者を処罰から保護の対象にする。
- ・強姦罪の男性被害者の保護
- ・強姦罪の少なくとも強盗罪並みの引上げ

- ・強姦罪の親告要件の撤廃と撤廃までの和姦の保護年齢の結婚年齢への引上げ
- ・近親姦の処罰規定の新設

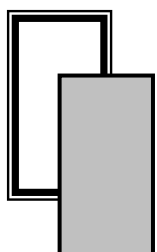
○教育について

すべての教育分野における男女平等教育と研究の促進を求めます。

- ・高等教育における女性学・ジェンダー学の講座の開設と維持

（２）県への要望

- ・人権尊重と保護の観点から性風俗特殊営業などへの衛生観察、消防査察の頻度を上げることが求めます。
- ・青少年保護育成条例違反の児童買春者の氏名公表を働きかけます。
- ・県立学校における男女平等教育を推進するとともに、私立学校、幼稚園においても、協力依頼をするよう働きかけます。



資料編

- 資料1 男女共同参画社会基本法
- 資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 資料3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料4 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約
(ILO第156号)
- 資料5 パートタイム労働に関する条約 (ILO第175号)
- 資料6 ずし男女共同参画プラン後期基本計画策定検討委員会委員名簿
- 資料7 ずし男女共同参画プラン後期基本計画策定の経過
- 資料8 市民意識調査結果にみる男女共同参画に係る市の現状
- 資料9 後期基本計画案に対するパブリックコメントの結果

資料 1

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目 次

前 文

第一章 総則（第一条 — 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 — 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 — 第二十八条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会

の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第103号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 — 第五条）

第3章 被害者の保護（第六条 — 第九条の二）

第4章 保護命令（第十条 — 第二十二条）

第5章 雑則（第二十三条 — 第二十八条）

第6章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑

うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立

書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰 則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

資料3

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙され

る資格を有する権利

- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの

措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に

際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、1981年6月3日にその第67回会期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」ことを認めている国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、

1975年に国際労働機関の総会が採択した女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言並びに女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議の規定に留意し、

男女労働者の機会及び待遇の均等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告の規定、すなわち、1951年の同一報酬条約及び1951年の同一報酬勧告、1958年の差別(雇用及び職業)条約及び1958年の差別(雇用及び職業)勧告並びに1975年の人的資源開発勧告Ⅷの規定に留意し、1958年の差別(雇用及び職業)条約が家族的責任に基づく区別を明示的に対象としていないことを想起し、及びこの点に関して補足的な基準が必要であることを考慮し、

1965年の雇用(家族的責任を有する女子)勧告の規定に留意し、及び同勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の均等に関する文書が国際連合及び他の専門機関によっても採択されていることに留意し、特に、1979年に国際連合で採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約前文の第14段落において、締約国は「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識」する旨規定されていることを想起し、

家族的責任を有する労働者に関する問題は国の政策において考慮されるべき家族及び社会に関する一層広範な問題の様々な側面を成すことを認識し、

家族的責任を有する男女の労働者の間及び家族的責任を有する労働者その他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を実現することの必要性を認識し、

すべての労働者が直面している問題の多くが家族的責任を有する労働者にとっては一層切実なものとなっていることを考慮し、並びに家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応じた措置及び労働者の置かれている状況を全般的に改善することを目的とする措置によって家族的責任を有する労働者の置かれている状況を改善することの必要性を認識し、前記の会期の議事日程の第五議題である家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、1981年の家族的責任を有する労働者条約と称することができる。)を1981年6月23日に採択する。

第1条

- 1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。
- 2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。
- 3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第9条に規定するいずれかによって定められる者をいう。
- 4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第2条 この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第3条

- 1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。

2 1の規定の適用上、「差別」とは、1958年の差別（雇用及び職業）条約第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

第4条 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。
- (b) 労働条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

第5条 更に、次のことを目的として、国内事情及び可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 地域社会計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮すること。
- (b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を発展させ又は促進すること。

第6条 各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第7条 家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置（職業指導及び職業訓練の分野における措置等）をとる。

第8条

家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

第9条 この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

第10条

- 1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第1条1に規定するすべての労働者について適用する。
- 2 この条約を批准する加盟国は、1に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第22条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第1回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施されようとしているかを記載する。

第11条 使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

第12条 この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第13条～第19条（最終条項） 略

パートタイム労働に関する条約（ILO第175号）

国際労働機関の総会は、
 国際労働事務局理事会によりジュネーブに招集され、1994年6月7日に第81会期において会合し、
 1951年の同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約、及び1981年の男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び勧告の諸規定のパートタイム労働者への関連性に留意し、
 1988年の雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約、及び1984年の雇用政策に関する勧告（補足規定）のこれらの労働者への関連性に留意し、
 全ての労働者にとって生産的で自由に選択された雇用の重要性、パートタイム労働の経済的重要性、追加的な雇用機会を促進するパートタイム労働の役割を考慮に入れた雇用政策の必要性、及び雇用機会、労働条件・社会保障の分野においてパートタイム労働者の保護を保障する必要性を認識し、
 総会の第4議題であるパートタイム労働に関する提案の採択を決定し、
 これらの提案が国際条約の形式をとるべきことを決定し、1994年6月24日に以下の条約を採択する。引用に当たっては、1994年のパートタイム労働条約と称することができる。

第1条

本条約の適用上、

- (a) 「パートタイム労働者」という用語は、通常の労働時間が比較可能なフルタイム労働者のそれよりも少ない就業者を意味する。
- (b) (a) で言及された通常の労働時間は週当たりとするか、一定の雇用期間中の平均として計算することができる。
- (c) 「比較可能なフルタイム労働者」という用語は、以下のフルタイム労働者を指す。
 - 1 当該パートタイム労働者と同一の型の雇用関係にあり、
 - 2 同一の又は類似の型の労働又は職業に従事し、かつ
 - 3 同一の事業所、又は当該事業所に比較可能なフルタイム労働者がいない場合は同一企業、又は同一企業にそれがいない場合は同一産業部門に雇用されている。
- (d) 部分的失業、すなわち経済的、技術的又は構造的理由による通常の労働時間の集団的かつ一時的削減の影響を受けたフルタイム労働者はパートタイム労働者と見なされない。

第2条

本条約は、他の国際労働条約のもとでパートタイム労働者に適用されるより有利な規定に影響を及ぼすものではない。

第3条

- 1 特定の労働者又は事業所への本条約の適用が本質的に特別な問題を生じさせる場合には、加盟国は関係する代表的な使用者団体及び労働者団体との協議の上、それらを全部又は部分的に条約の適用範囲から除外できるということを了承した上で、本条約は全てのパートタイム労働者に適用される。
- 2 本条約を批准し、前項において与えられた可能性を利用する各加盟国は、国際労働機関憲章第22条に基づいて提出される条約の適用に関する報告において、除外された労働者又は事業所の種類を挙げ、その除外が必要であった理由又はその除外が依然として必要であると判断される理由を明示するものとする。

第4条

以下のことに関してパートタイム労働者が比較可能なフルタイム労働者に与えられる保護と同一の保護を受けるよう保障する措置をとるものとする。

- (a) 団結権、団体交渉権及び労働者代表として行動する権利
- (b) 職業安全衛生
- (c) 雇用及び職業の差別

第5条

パートタイム労働者が同一の方法で計算された比較可能なフルタイム労働者の基本賃金よりも低い、時間、業績、又は出来高ベースで比例的に計算された基本賃金を、単にパートタイムで働いているという理由から、受け取ることをしないように保障するための国内法令及び慣行に適合的な措置を取るものとする。

第6条

パートタイム労働者が比較可能なフルタイム労働者と同等の条件を享受するよう、職業活動に基づく法定社会保障制度を修正するものとする。これらの条件は労働時間、納付した保険料又は賃金に応じて、あるいは国内法令及び慣行に沿ったその他の方法を通じて決定することができる。

第7条

パートタイム労働者が以下の分野において、比較可能なフルタイム労働者と同等の条件を受けるよう保障するための措置を取るものとする。

- (a) 母性保護
- (b) 雇用の終了
- (c) 年次有給休暇及び有給公休日
- (d) 疾病休暇

金銭的権利は労働時間又は賃金に比例して決定することができるものと理解される。

第8条

- 1 加盟国は、労働時間又は賃金が所定の水準を下回るパートタイム労働者を
 - (a) 労働者災害給付に関する規定を除き、第6条で言及したあらゆる法定社会保障制度の適用範囲から
 - (b) 法定社会保障制度に基づく以外の妊産婦の保護措置を除いた、第7条に定めるあらゆる措置の適用範囲から除外することができる。
- 2 第1項で言及した所定の水準は、不当に多くの割合のパートタイム労働者が除外されることのないように十分に低いものとする。
- 3 第1項で規定した可能性を利用する加盟国は、以下のことを行うものとする。
 - (a) 現行基準を定期的に見直し、
 - (b) 国際労働機関憲章第22条に基づいて提出される条約の適用に関する報告において、現行基準、その理由、及び除外される労働者への保護を徐々に拡大することが考慮されているかどうかを明示する。
- 4 最も代表的な使用者団体及び労働者団体は、本条で言及された限度の設定、見直し及び改定について協議を受けるものとする。

第9条

第4条から第7条で言及された保護が保障されることを条件として、使用者と労働者の両者のニーズを満たす生産的で自由に選択されるパートタイム労働の利用を促進するための措置を取るものとする。

これらの措置には以下のものを含むものとする。

- (a) パートタイム労働の利用又は受け入れを妨害又は抑制する法令及び規則の見直し
 - (b) 雇用サービス機関が存在する場合には、情報及び職業紹介の活動の中でパートタイム労働の可能性を確認し公表するための雇用サービス機関の活用
 - (c) 失業者、家族的責任を有する労働者、高齢労働者、障害労働者、教育又は訓練を受けている労働者のような特定の集団のニーズと希望に対する雇用政策における特別の配慮
- 3 これらの措置にはまた、パートタイム労働が使用者と労働者の経済的社会的目標にどの程度合致しているかに関する調査と情報の普及を含むことができる。

第10条

適切な場合には、国内法令及び慣行に従い、フルタイム労働からパートタイム労働へ、又はその逆の転換が自発的になされたものであることを保障するための措置をとるものとする。

第11条

本条約の規定は、労働協約その他国内慣行と合致した他の方法で実施される場合を除き、法令又は規則によ

って実施されるものとする。そのような法令又は規則を採択される前に最も代表的な使用者団体及び労働者団体は協議を受けるものとする。

第12条～第19条 （省略）

資料6

ずし男女共同参画プラン後期基本計画策定検討委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
広岡 守穂	中央大学法学部教授 (ずし男女共同参画プラン推進会議議長)	委 員 長
青柳 三保子	市 民	副委員長
磯部 保和	市 民	
服部 誠	ずし男女共同参画プラン推進会議 (逗子市社会福祉協議会)	
宮下 重美	ずし男女共同参画プラン推進会議 (逗子市育児サークル連絡協議会)	
田中 松江	ずし男女共同参画プラン推進会議 (特定非営利活動法人オーバル)	
菊池 利幸	市 職 員	
廣川 忠幸	市 職 員	
宮崎 和治	市 職 員	
吉川 裕美	市 職 員	

ずし男女共同参画プラン後期基本計画策定の経過

年 月	実施内容	備 考
平成 21 年 7 月 14 日	第 1 回検討委員会	・ 正・副委員長選出 ・ ずし男女共同参画プランについて ・ 検討委員会の進め方について ・ 市民意識・実態調査の実施について
平成 21 年 9 月 1 日	第 2 回検討委員会	・ 市民意識・実態調査の実施について
平成 21 年 10 月	市民意識・実態調査の実施	
平成 22 年 3 月 15 日	第 3 回検討委員会	・ 市民意識・実態調査報告書について ・ ずし男女共同参画プラン後期基本計画策定に向けて
平成 22 年 7 月 23 日	第 4 回検討委員会	・ 基本目標、重点項目の設定について
平成 22 年 8 月 19 日	第 5 回検討委員会	・ 後期基本計画の構成、内容の検討について
平成 22 年 9 月	男女共同参画に係る市職員意識調査の実施	
平成 22 年 12 月 2 日	第 6 回検討委員会	・ 市職員意識調査結果の報告 ・ 後期基本計画(素案)の決定
平成 22 年 12 月 17 日 ～ 平成 23 年 1 月 21 日	後期基本計画(素案)に対するパブリックコメントの実施	・ 広報ずし、市内各公共施設、ホームページ等による意見公募
平成 23 年 2 月 21 日	パブリックコメント結果の公表	・ パブリックコメントの意見に基づく計画案の修正、内容確定
平成 23 年 3 月	市長報告	

市民意識調査結果にみる男女共同参画に係る市の現状

(平成 21 年「男女共同参画社会に関する市民意識・実態調査」結果)

1 調査の実施概要

●調査の対象と実施方法

市内在住の満18歳以上の市民2,000人(男女各1,000人)を無作為抽出、郵送法による配付回収

●調査実施の期間

平成21(2009)年10月

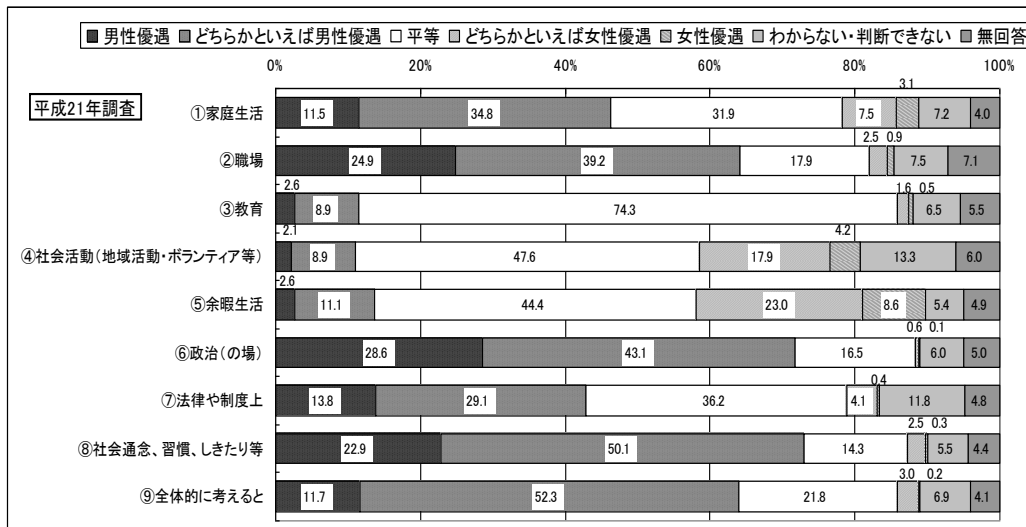
●回収結果

有効回答数: 985票

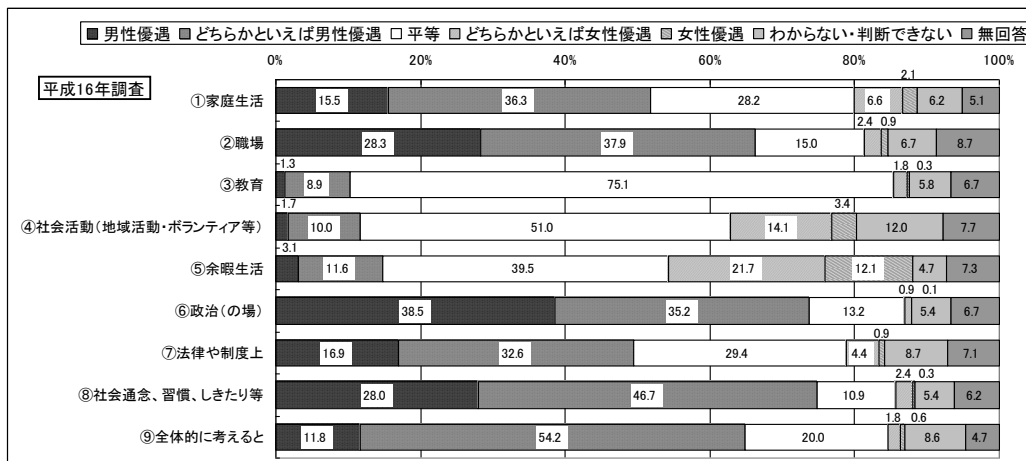
有効回答率: 49.3%

2 調査の結果(抜粋)

① 男女の地位にかかわる平等意識について

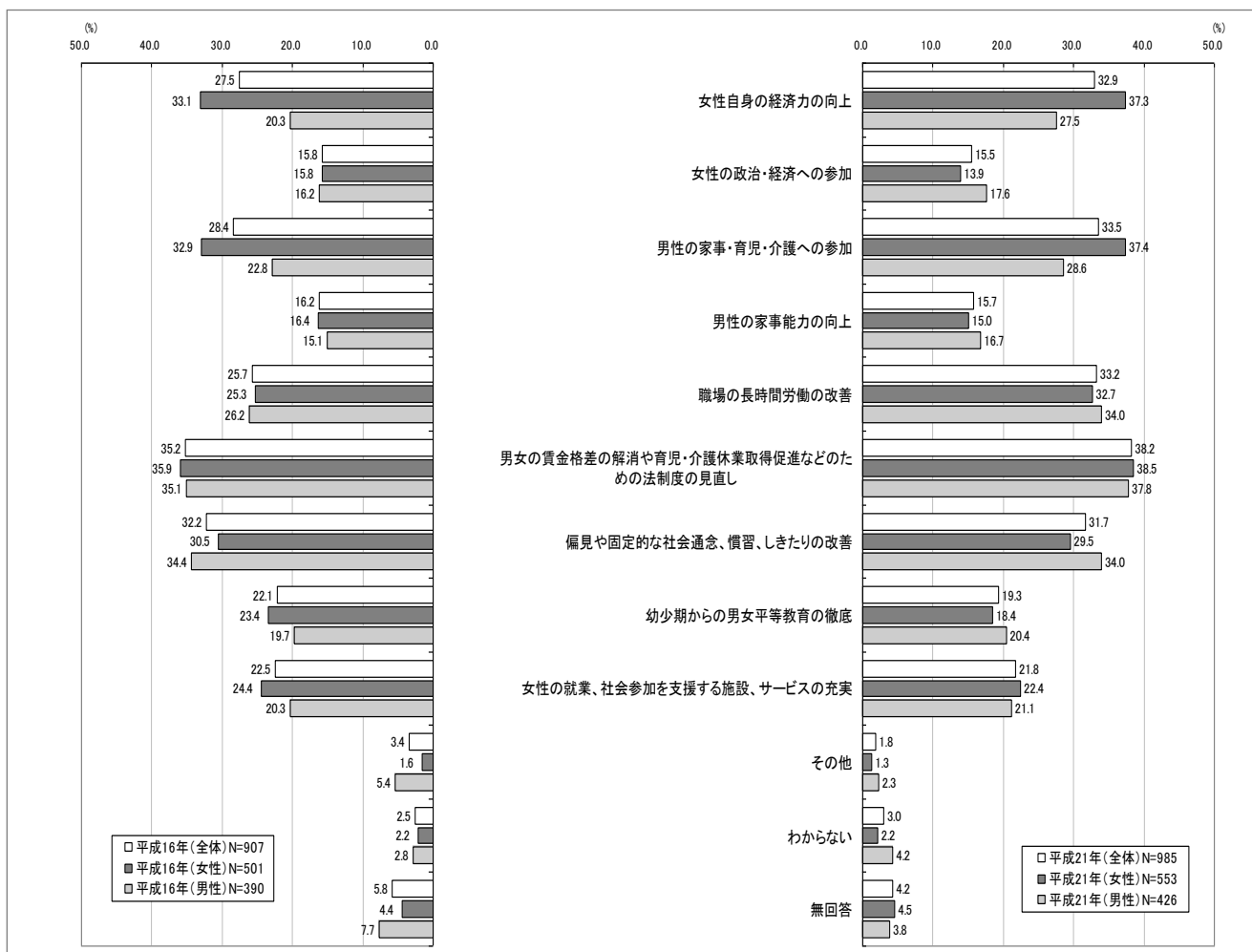


(参考: 平成16年調査結果)



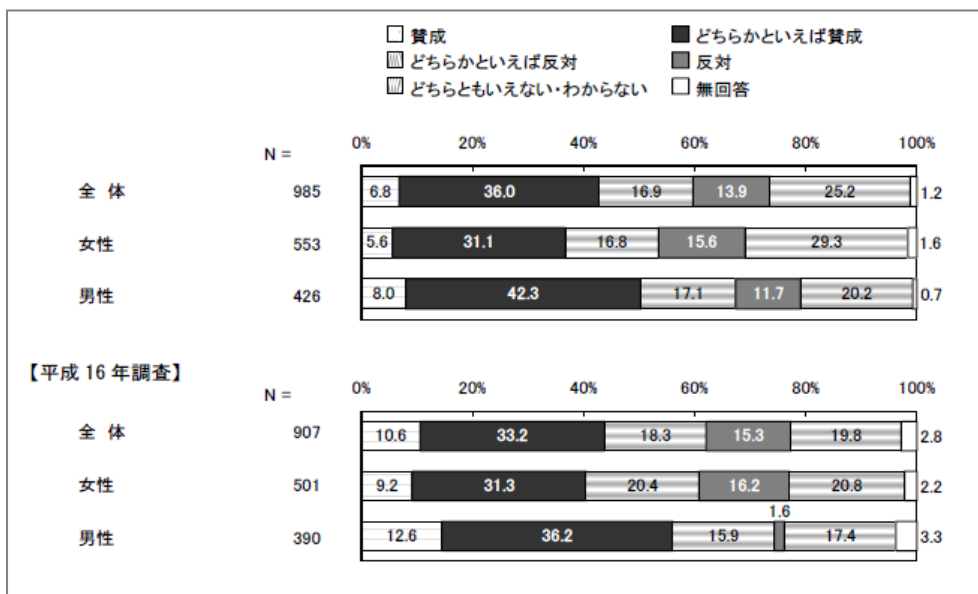
○前回調査(平成16年)に比べ、多くの分野で男女の平等感は確実に高まりつつありますが、依然として「男性優遇」の状況が残されているのも現実です。

② 男女平等意識を高めるために重要と思うこと＜複数回答＞



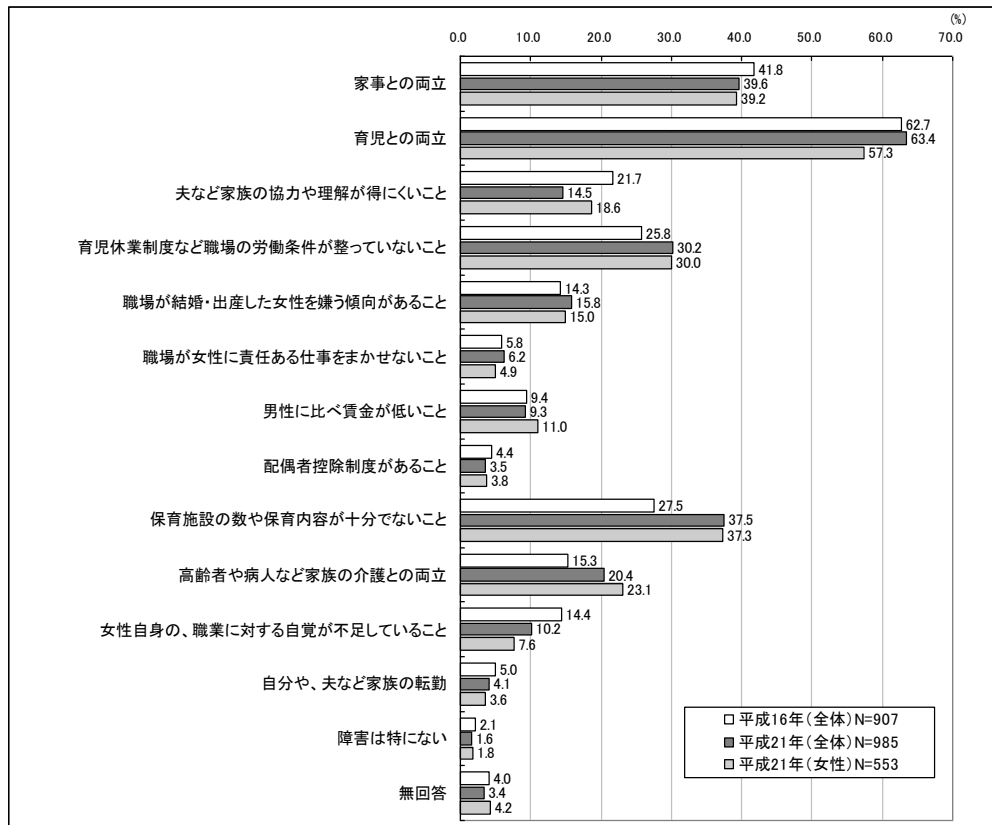
○「男女の賃金格差の解消や育児・介護休業取得促進などのための法制度の見直し」をはじめ、「女性自身の経済力の向上」や「男性の家事・育児・介護への参加」を求める意見は、前回調査結果を上回り、高い比率となっています。

③ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



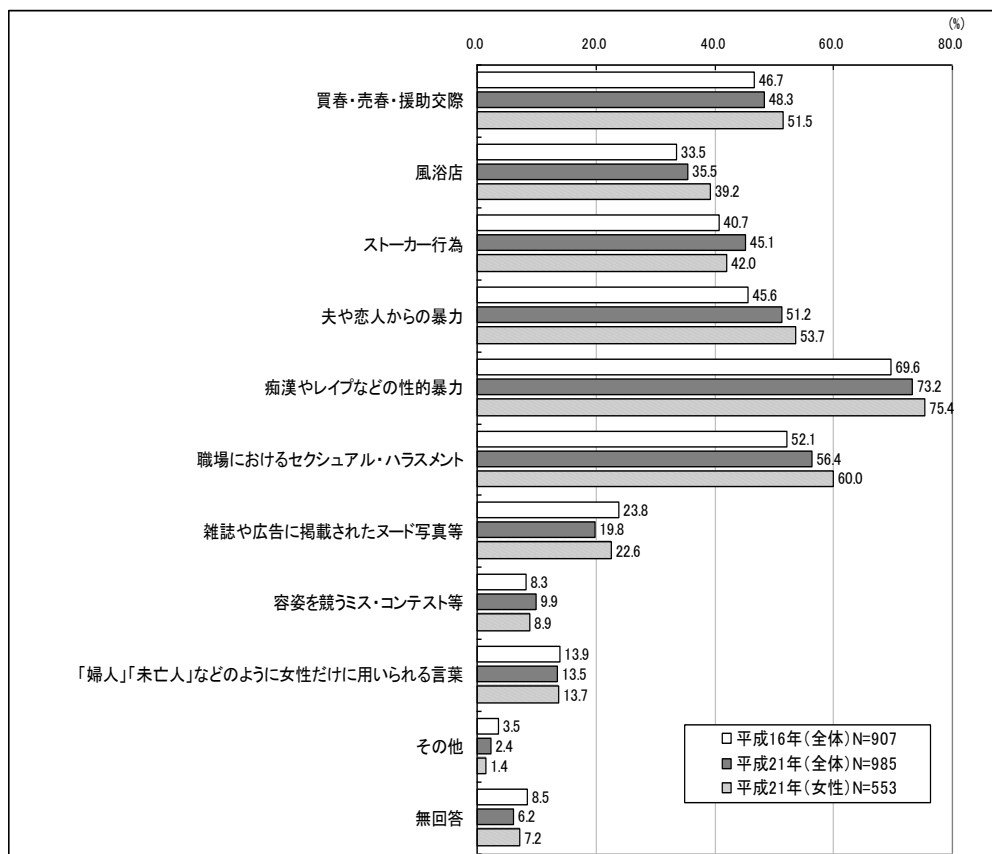
○性別による役割分担意識は、前回調査（平成16年）の結果と大きくは変化していませんが、男性において確実に否定派（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計値）が増加しています。

④ 女性が職業をもったり、仕事を継続する上での障害＜複数回答＞



○女性が仕事をもったり、仕事を続ける上で、「育児との両立」が最大の課題となっています。

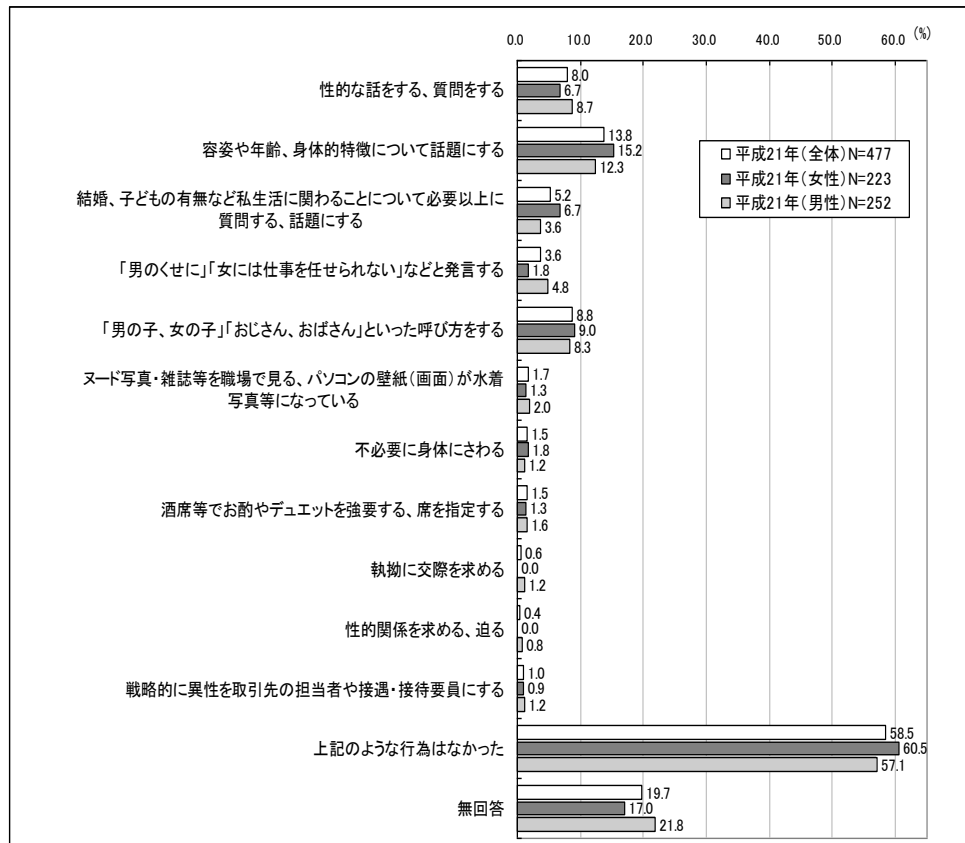
⑤ 女性の人権が侵害されていると思うこと＜複数回答＞



○女性の人権が侵害されていることとして、痴漢などの性犯罪や売・買春をはじめ多岐にわたる項目が指摘され、その多くが前回調査に比べ比率が高まっています。

○その中でも、「夫や恋人からの暴力」を挙げる割合が前回調査結果を5ポイントほど上回っていることが特筆されます。

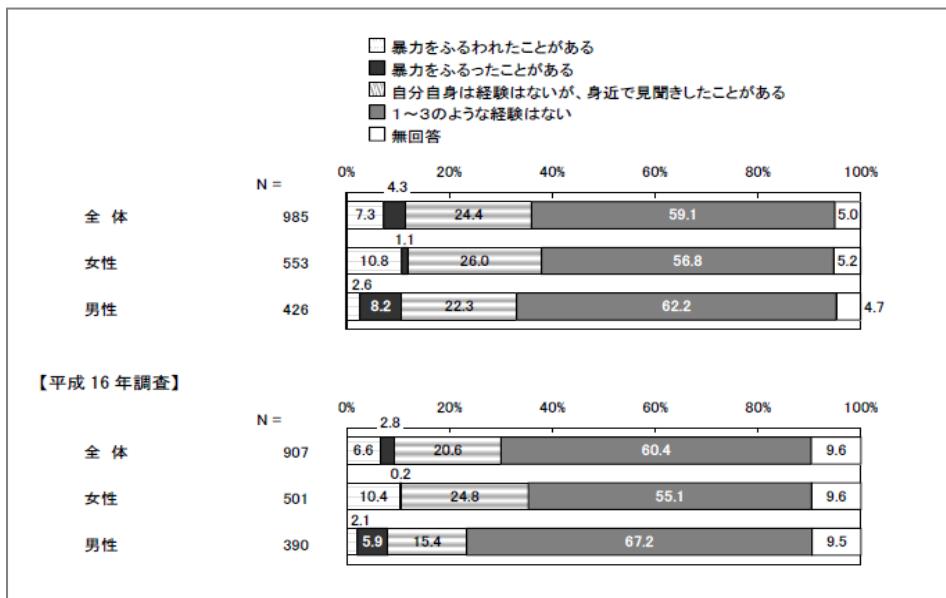
⑥ 職場でのセクシュアル・ハラスメントの有無＜複数回答＞



○職場で何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある女性は、全体の2割ほど※を占める状況です。

※「セクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある割合」は全体から「特になし」と「無回答」の割合の合計を差し引いた数値

⑦ 配偶者やパートナーから暴力を受けた経験

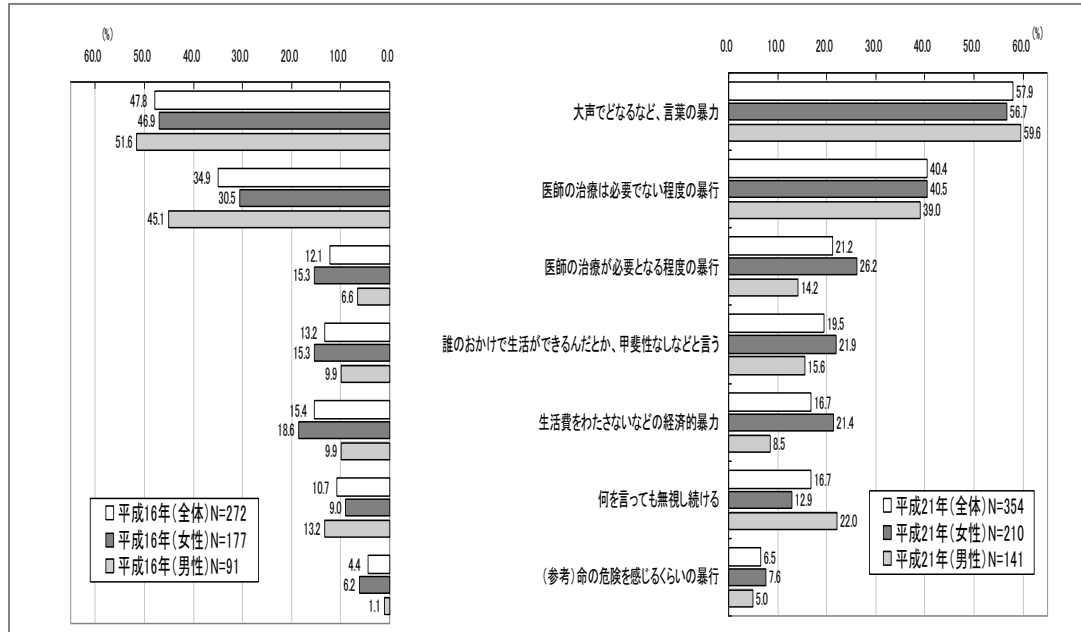


○配偶者やパートナーから暴力を受けた経験がある人や身近で見聞きした人は、全体の3割を超える結果です。

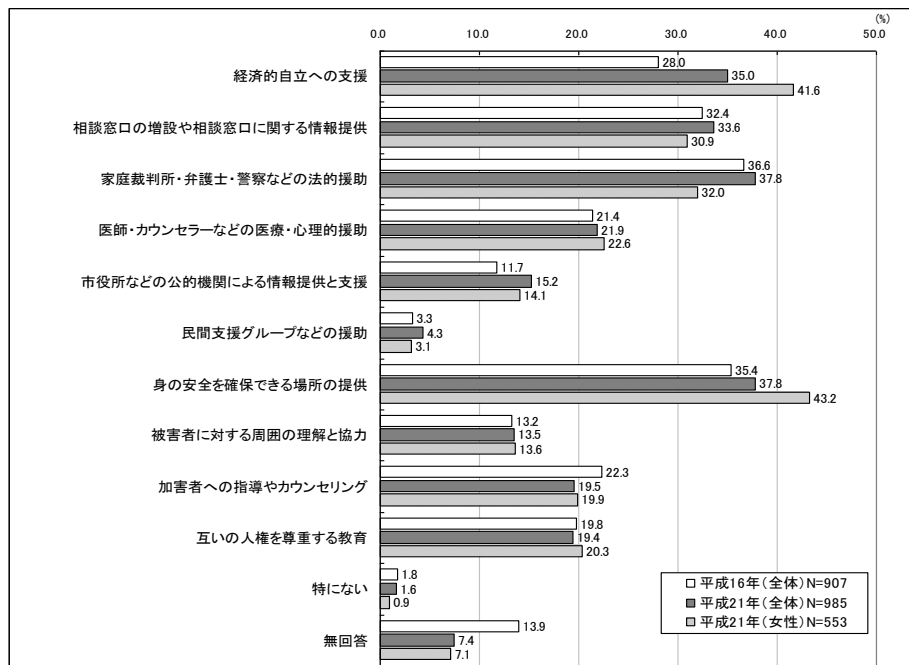
○暴力の“被害者”は女性の場合が圧倒的多数を占めますが、前回調査結果に比べ男性が被害者となっている割合も若干増えている傾向です。

⑧ ドメスティック・バイオレンスの内容（程度）＜上位5位まで 複数回答＞

○ドメスティック・バイオレンスの内容（程度）をみると「大声でどなるなど、言葉の暴力」が半数以上を占めるほか、「医師の治療は必要でない程度の暴行」を受けている割合も4割ほどを占める状況です。

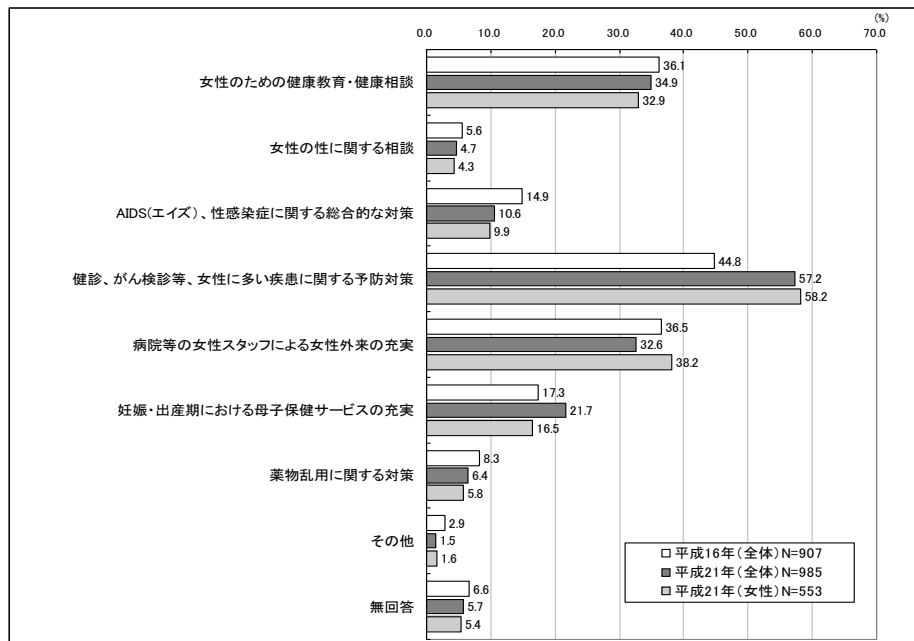


⑨ 配偶者やパートナーからの暴力に対する有効な援助について＜複数回答＞



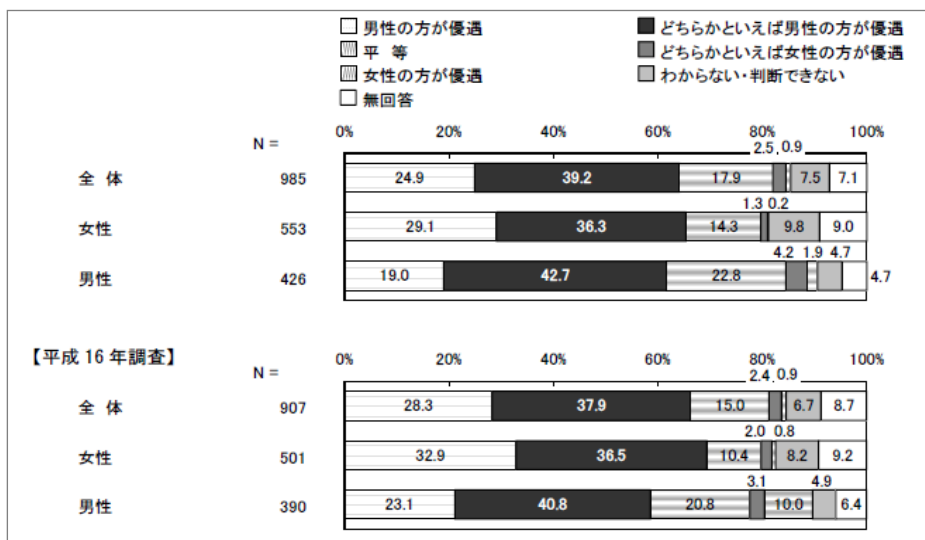
○ドメスティック・バイオレンスに対する援助としては、「身の安全を確保できる場所の提供」をはじめ、「経済的自立への支援」、「相談窓口や情報提供」、「法的援助」を求める意見が多い結果です。

⑩ 女性の健康づくりを支援するために必要なこと＜複数回答＞



○女性の健康づくりを支援するために必要なこととして、「健診・がん検診等、女性に多い疾患に関する予防対策」の必要性を半数以上が挙げるとともに、「病院等の女性スタッフによる女性外来の充実」を女性の4割ほどが求めています。

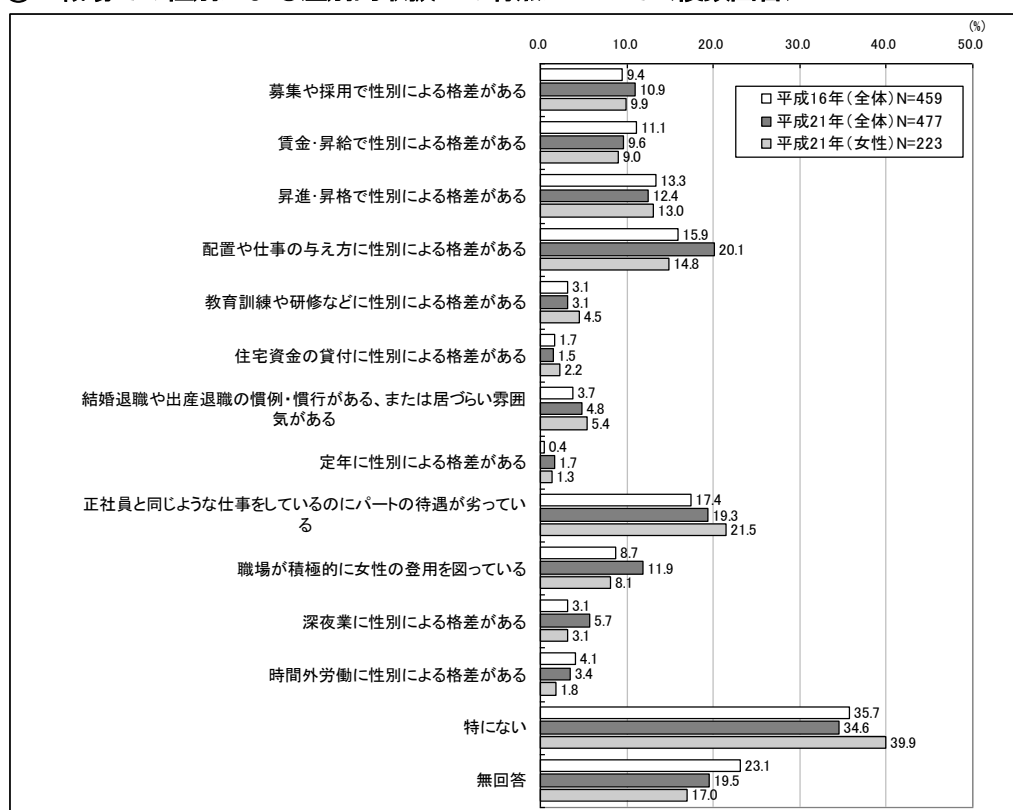
⑪ 職場での男女の地位の平等感について



○職場での男女の地位の平等感に関し、「平等」と感じている割合が男女ともに前回調査結果より増加しています。

○しかし、その一方で「男性の方が優遇」または「どちらかといえば男性の方が優遇」と感じている割合は未だに全体の半数を超える現状です。

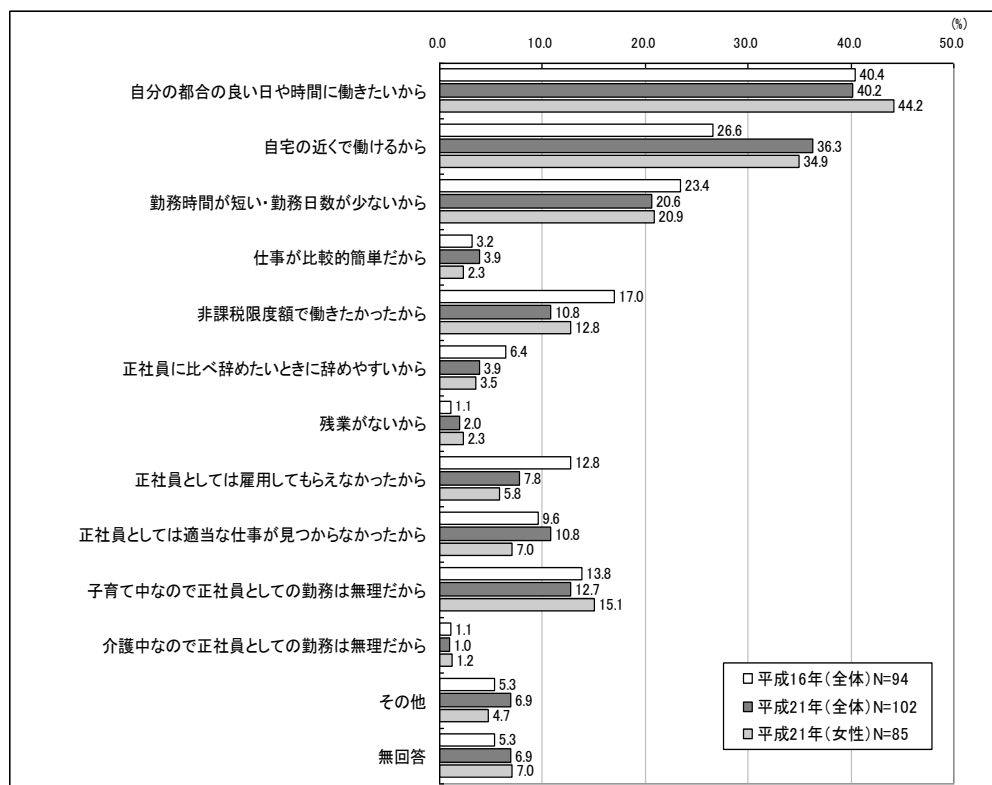
⑫ 職場での性別による差別的取扱いの有無について＜複数回答＞



○職場での性別による差別的な取扱いの有無について「ある」とする割合は全体の4割ほどに上り、前回結果を上回っている結果です。

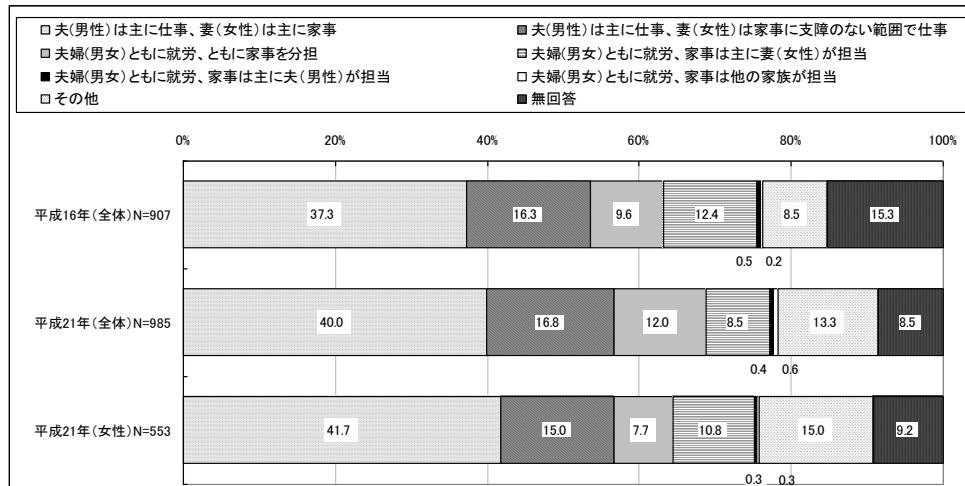
○具体的な内容としては「正社員と同じような仕事をしているのにパートの待遇が劣っている」ことや「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」ことなどが挙げられています。

⑬ パートタイム・アルバイト（契約社員を含む）という働き方を選択した理由＜複数回答＞



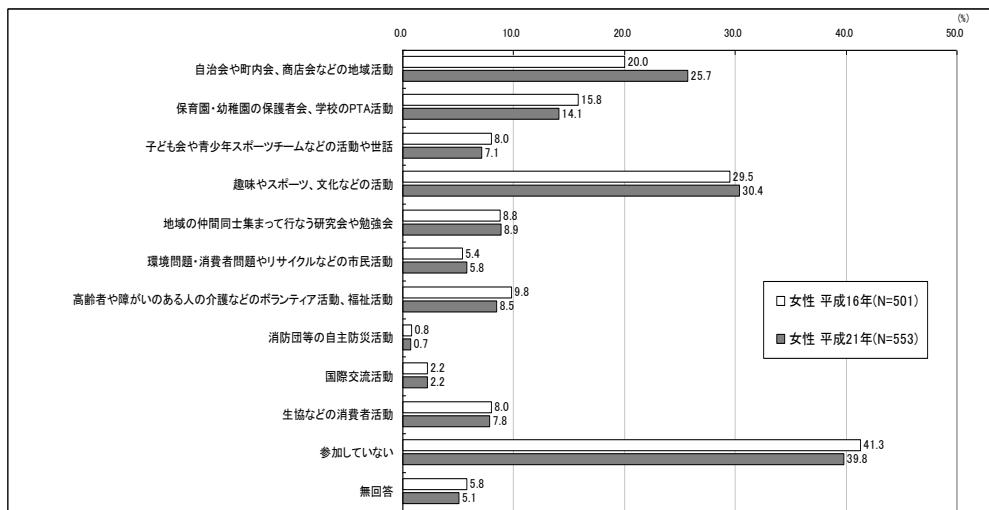
○パートタイムやアルバイト（契約社員を含む）という働き方を選択した理由としては、「自分の都合の良い日や時間に働きたいから」や「自宅の近くで働けるから」を挙げる人が全体の4割前後に上ります。

⑭ 家庭での役割分担の状況



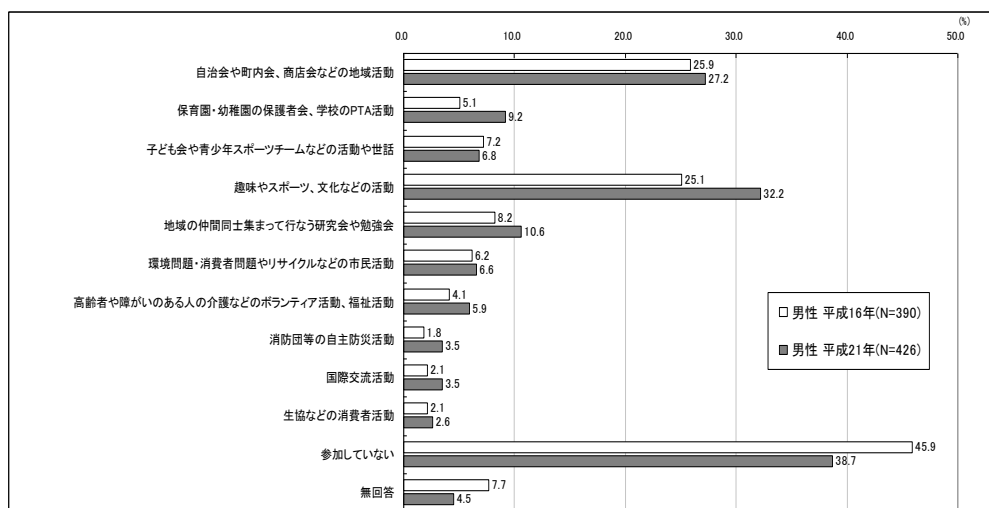
○家庭での役割分担に関し「夫(男性)は主に仕事、妻(女性)は主に家事」という割合が前回調査結果よりも若干上回り圧倒的多数を占める一方で、「夫婦(男女)ともに就労、ともに家事を分担」している割合が確実に高まっています。

⑮ 過去1年間で参加した地域活動(平成21年10月時点)〈複数回答〉

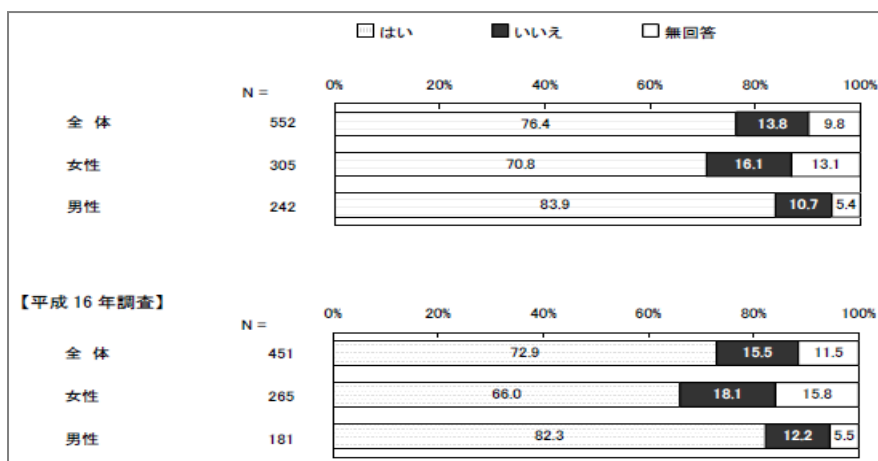


○過去1年間での地域活動の参加状況をみると、「参加していない」割合は男女ともに全体の4割を占めますが、前回調査よりもその割合が確実に少なくなっています。

○参加している活動としては「趣味やスポーツ、文化などの活動」や「自治会や町内会、商店会などの地域活動」の割合が相対的に高く、特に男性では趣味的な活動の割合が際立って高くなっています。

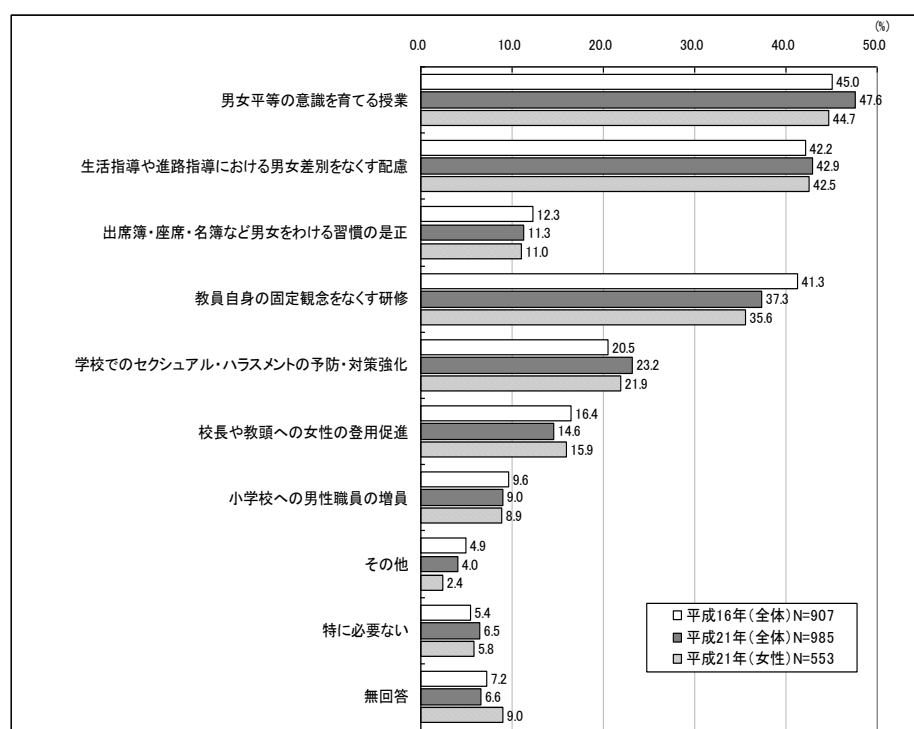


⑩ 地域活動での男女共同参画の進捗について



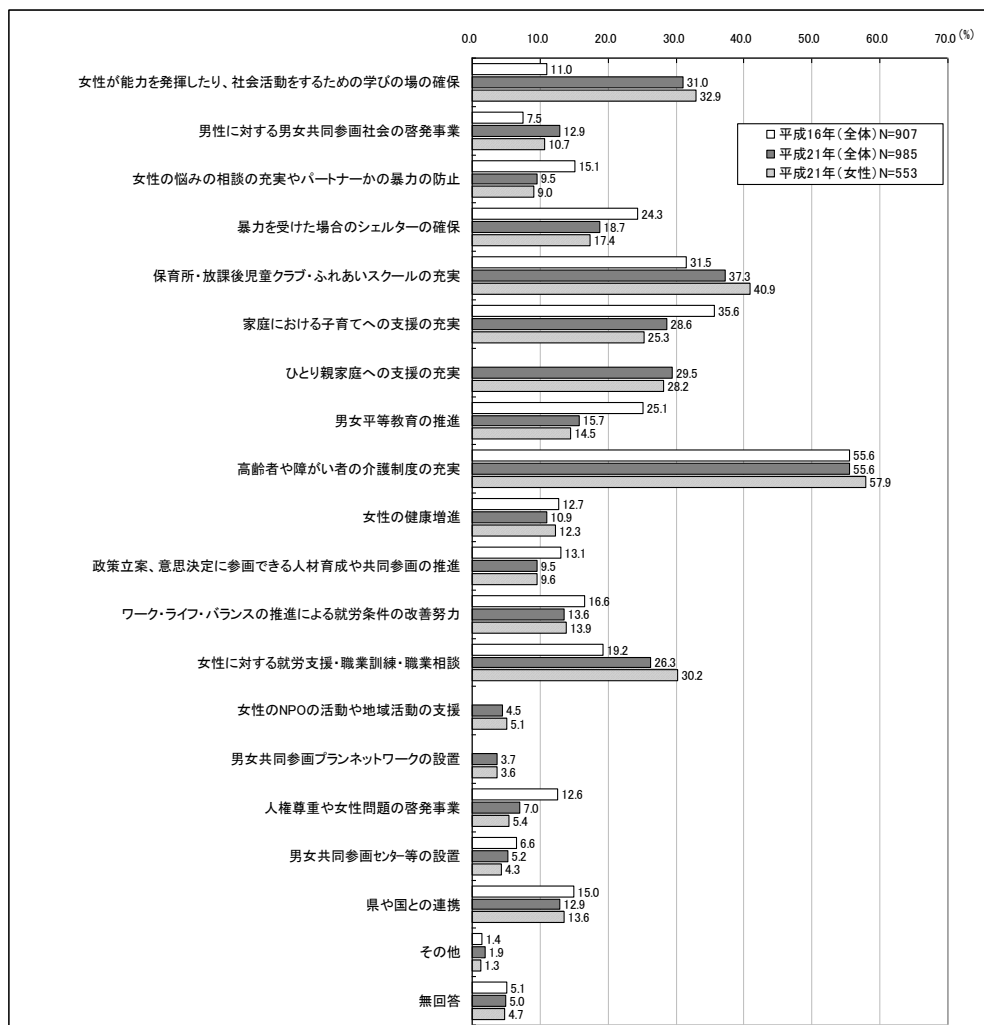
○地域活動での男女共同参画の進捗を感じているか否かでは、「はい（感じている）」割合が前回調査よりも全体で 4 ポイント、女性でも同様に4ポイントほど上回る結果です。

⑪ 学校における「男女平等教育」の推進の上で特に力を入れること＜複数回答＞



○学校における男女平等教育では、「男女平等の意識を育てる授業」や「生活指導や進路指導における男女差別をなくす配慮」を求める割合が4割を超えるほか、「教員自身の固定観念をなくす研修」も全体の3割ほどが求めています。

⑮ 男女共同参画社会の実現に向けて「市に特に力を入れてほしい」施策について＜複数回答＞



○男女共同参画社会実現に向けた今後の重点的な施策としては、介護や子育ての支援に対する要望が強く、「高齢者や障がい者の介護制度の充実」が第一位に挙げられ、同様に「保育所・放課後児童クラブ・ふれあいスクールの充実」を求める意見も全体の4割ほどに上ります。

○また、「女性が能力を発揮したり、社会活動をするための学びの場の確保」や「女性に対する就労支援・職業訓練・職業相談」など女性の自立支援に関する施策の充実が求められています。

注) 上記選択肢のうち、「ひとり親家庭への支援の充実」、「女性のNPOの活動や地域活動の支援」、「男女共同参画プランネットワークの設置」の3項目は、平成16年の調査にない選択肢であるため、数値の箇所は空欄としている。

資料 9

後期基本計画案に対するパブリックコメントの結果

実施概要

- 実施の期間 平成22年12月17日 ～ 平成23年1月21日
- 意見提出者数 7名
- 延べ意見数 36件

市民からの意見内容

○施策体系に対する意見件数

意見区分	件数
1 計画全体について(計画の愛称、期間等)	4
2 「基本目標Ⅰ 性に関する人権侵害の防止」について	4
3 「基本目標Ⅱ 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援」について	5
4 「基本目標Ⅲ 家庭・地域活動と仕事の両立」について	1
5 「基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を実現するための意識改革」について	2
6 「基本目標Ⅴ 女性のエンパワーメントによる男女共同参画」について	0
7 「基本目標Ⅵ 推進体制の強化」について	9
8 「プランの推進と国・県への要望」について	5
合 計	30

○市の対応区分別の意見件数

意見区分	件数
○ 計画の内容に意見を反映する必要があると判断し、素案を修正したもの	8
□ 意見の趣旨や考え方が既に素案に入っており、修正を要しないと判断したもの	5
△ 計画の内容に意見は反映させないが、計画や事業の推進の際に参考とするもの	12
■ 意見を反映させず、素案通りにしたもの	1
▲ 実施計画の対象外であるので、参考意見とするもの	2
◇ 賛同いただいたもの	2
合 計	30